

令和6年度

花巻市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの	B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの	D：実現が極めて困難なもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月9日	1 化製場の悪臭問題に関する対応について	<p>本市に所在する化製場を発生源とする悪臭は、当該化製場周辺地域のみならず、より広範囲にわたって生活環境保全上の問題となっており、悪臭問題が顕在化してから約50年を経過した現在に至るまで根本的な解決に至っていない状況が続いております。</p> <p>本市では、この化製場に対し、平成28年に花巻市悪臭公害防止条例第10条に基づき改善勧告を発令し、これに対して当該化製場を経営する岩手県化製油脂協同組合は改善計画を提出し、その計画に基づき、規制基準を超過した原因であるベーパーコントローラーから排出される臭気を低減させるため、これまで、当市が委嘱した臭いに関する専門家である悪臭公害対策技術参与のアドバイスを得ながら、対策を実施してきたところですが、現時点においても臭気濃度が基準値内となるまでの十分な改善が認められない状況にあります。</p> <p>このような状況から、これまでも、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場の設置に係る許可権限を有する県が、その権限を確実に行使できるよう、県の「化製場等に関する法律施行条例」に設備等に関する基準を規定する改正を行うことについて要望してきたところです。</p> <p>また当市においては、令和5年11月から悪臭公害対策技術参与を1名追加し、この新たに委嘱した悪臭公害対策技術参与に当該化製場をご視察いただき、実</p>	<p>(1) 県が所管する化製場法と、貴市が所管する悪臭公害防止条例のそれぞれの権限を適切に行使するため、これまでも県と市が連携してきたところですが、今後は、事業者からの相談対応を県と市で一緒に行うこと、また、事業者への立入検査についても県と市が合同で実施することを基本とし、相談への対応状況や検査結果等を県と市で確実に情報共有するなど、貴市との連携体制の一層の強化に取り組んでいきます。(B)</p> <p>(2) 昭和23年に制定された「化製場法」には悪臭に関する抜本的な規制が含まれておらず、その後も化製場などによる悪臭が社会問題となり、このことに対応するために昭和46年に「悪臭防止法」が制定されました。</p> <p>その上で、悪臭防止法では住民に身近な市町村に改善勧告や改善命令の権限が委ねられており、このような経緯や法令体系を踏まえた場合、また、特に今回の事案は既存施設に関するものですので、県として化製場法施行条例に新たな規制を盛り込むことは必ずしも馴染まないものと思われ、慎重に対応していく必要があると考えます。</p> <p>住民の生活環境を確保するためには、悪臭防止法や花巻市の悪臭公害防止条例に基づく</p>	県南広域振興局	保健福祉 環境部 農政部	B:2 C:1

	<p>態を直接ご確認いただいたところではありますが、その結果、壁や天井の穴、隙間がいたる所に見られるといった施設の老朽化等により、本来臭気を外部に漏らさないために対策を行うべき工場内の負圧の低下が見られ、このことがペーパーコントローラー以外からの臭気の放散につながり、これまでの悪臭防止対策の効果を減じている可能性が高いといった指摘をいただいたところでもあります。</p> <p>このことから、本市といたしましては、岩手県化成油脂協同組合が本市の勧告に基づき提出した改善計画に基づき実施しているペーパーコントローラーからの臭気処理対策に加えて、当該組合の老朽化した施設の改修や新設を含めた根本的な臭気対策の取り組みが必要ではないかと考える次第です。</p> <p>施設の改修や新設については、本来、事業者が企業の責任において行うべきものではありません。本市市民は、岩手県が、本県の畜産振興にとって非常に重要で不可欠としている施設からの悪臭に苦しめられ、我慢の限界にきている状況にありますことから、これ以上いたずらに岩手県化製油脂協同組合による悪臭防止対策の実施を待つのではなく、県が本市市民の生活環境を守るとの立場そして本県の畜産振興に責任を持つとの立場から、県が主導して、そして必要に応じて事業者及び本施設の受益者と共に、施設の抜本的改修や新設を含めた悪臭問題の根本的な解決に自ら乗り出す時期が来ているのではないかと考えております。</p> <p>なお、当該化製場からの報告によりますと、昨年度における当該化製場への畜産副産物の搬入量約 11 万 2,564 トンのうち、本市からの搬入量は約 82</p>	<p>改善勧告、あるいは改善命令等により改善が図られることが重要ですが、それが不可能なことが明らかになった場合には、県の化製場法施行条例の見直しも含めて検討する必要があると認識しています。</p> <p>今後とも、県と市がそれぞれの権限に基づき適切に対応するよう、前述（上記（1））のとおり、貴市との連携体制の一層の強化に取り組んでいきます。（C）</p> <p>（3）化製場の構造設備については、化製場法に基づく立入調査を貴市と合同で行うこと等により確認し、結果について貴市と共有を図っていくとともに、化製場法施行条例に基づく構造設備基準に適合しない場合は、化製場法に基づき適切に対応していきます。</p> <p>また、化製場は本県の畜産振興を図る上で不可欠な施設であり、現在、受益者であると畜残渣などの畜産副産物の排出事業者や関係団体等と意見交換しており、引き続き、連携しながら取り組んでいきます。（B）</p>			
--	--	--	--	--	--

	<p>7トンと全体のわずか0.7%であります。この割合は令和元年度から令和4年度においてもほぼ同様とことから、本市が当該化製場から得る受益は県全体または畜産副産物を排出する他の自治体と比べた場合に極めて小さいにもかかわらず、悪臭による被害は甚だ大きい状況であります。</p> <p>このことから、次の事項について要望いたします。</p> <p>(1) 改善勧告に基づく対策の効果などを検証するため県と市が合同で立入検査を実施することについて</p> <p>本市が発令した改善勧告に対して、岩手県化製油脂協同組合が改善計画に基づき実施してきた対策及びその効果について、それぞれの権限に基づき県市による合同検査を実施し、現状における問題を共有すること。</p> <p>(2) 県化製場条例を改正することについて</p> <p>県におかれましては、化製場の構造設備及び維持管理について「化製場の設置等に関する指導要綱」及び「化製場の設置等に関する指導要綱実施要領」に基づき悪臭対策を指導しているものと認識しておりますが、県の権限を確実に行使できるよう、県条例第3条第1項に「臭気を処理することができる適切な設備が設けられていること」（青森県化製場等に関する条例第3条第1項第2号二）または「臭気を周辺地域の生活環境を損なわないように処理することができる設備があること」（秋田県化製場等に関する法律施行条例第3条第2項第2号(5)）</p>				
--	--	--	--	--	--

		<p>等の規定を加える改正をしていただくこと。</p> <p>(3) 当該化製場老朽化の実態を調査するための立入検査を実施しその対策を実施することについて当該化製場施設の老朽化等による壁や天井の穴、隙間などによる悪臭の外部への放散状況を調査していただくとともに、県が本市民の生活環境を守るとの立場に加えて本県畜産振興の立場から本施設の改修や新設など悪臭問題の根本的な対策を主導的に実施すること。</p>				
7月9日	2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について	<p>花巻市城内・御田屋町地内において新興製作所建物解体工事が中断され、解体物及びPCB廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体物に係る対応について、以下のとおり要望いたします。</p> <p>新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が、株式会社新興製作所から所有権を取得後、平成28年から株式会社光が解体工事請負人となり、敷地内の新興製作所建物の解体工事が施工されていたところ、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と解体工事請負人である株式会社光との間において工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートのがれき類等が適正に処理される見込みが低いまま7年以上残置されたままの状態となっており</p>	<p>(1) 旧新興製作所跡地に残置されているがれき類に関すること</p> <p>がれき類の処理については、処理責任者である株式会社光に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく報告徴収を行い、同社からはがれき類処理に向けた周辺土地所有者との調整状況等について報告があったものの、未だ具体的な処理計画が提出されていないことから、県としては、今後も引き続き、同社に対して早急に計画を提出し、がれき類が早期に処理されるよう指導していきます。</p> <p>(B)</p> <p>(2) 旧新興製作所跡地に残置されている低濃度PCB廃棄物に関すること</p> <p>低濃度PCB廃棄物については、当該廃棄物を保管していたメノアース株式会社に処理責任があり、同社の破産管財人に処理を求めてきたところですが、破産財団から処分費用</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:2

	<p>ます。</p> <p>このような安全性や周辺環境への影響が懸念される状況について、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民より、残置されたままの状態がいつまで続くのかとの不安の声のほか、一刻も早い状況の改善を求める声が上がっております。</p> <p>このような状況下において、残置された解体物の廃棄物該当性の判断と処理責任者の明確化につきまして令和3年度から要望しておりましたが、令和5年5月24日に行われた県の説明において、「事案発覚当時は、利用又は処理計画があったため解体途中物と整理していたが、令和4年9月7日付の発注者（破産管財人）からの報告で「工事再開の見込みがない」ことを確認したため、廃棄物と判断する。」との発言があり、解体物については廃棄物であるとの判断が示され、同年11月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理責任者は解体工事受注者である株式会社光にあるとし、令和6年1月に処理責任者である株式会社光に対し文書により処理計画を求め、指導を開始していただいたところであります。</p> <p>市といたしましては、処理責任者である株式会社光に対して、県において適正な処理計画の提出を求めていただくとともに、提出された処理計画に基づき、残置された解体物が早期に処理されるよう、継続して指導していただくよう要望いたします。</p> <p>また、新興製作所跡地に残置されたPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については令和5年2月28日に最終処分が行われたとの報告を受けているところですが、低濃度PCB廃棄物が未だ残置されてい</p>	<p>を捻出することができず、令和7年1月17日に破産手続の廃止が決定されたことから、県としては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分が行われるように対応していきます。</p> <p>(B)</p>			
--	---	---	--	--	--

		ることから、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するためにも、県におかれましては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく対応を適切に行っていただきますよう併せて要望いたします。				
7月9日	3 JR釜石線の存続に対する取り組みについて	<p>鉄道事業におきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」が、昨年10月1日より改正、施行されたところであります。その中で経営状況が厳しいローカル鉄道の在り方につきましては、当面、早急な改善が求められる1キロ当たりの1日平均通過人員が「1,000人未満」の区間を中心に、国が関与することが特に必要と認められる場合には、沿線自治体や鉄道事業者の要請に基づき、国において、国や県を含む沿線自治体、鉄道事業者などで構成される「再構築協議会」を組織し、同協議会において、利便性確保を通じた鉄道輸送の維持・活性化や、路線バス等の他の交通モードへの転換などを定める「再構築方針」を作成し、交通手段の再構築を図るものとされたところであります。</p> <p>JR釜石線については、本市においては、東和地域の各駅と新花巻駅、花巻駅をつなぐ路線であり、通勤や通学など地域住民の生活路線として利用されているほか、県外からの観光客やビジネス客が利用する新幹線駅である新花巻駅と接続している重要な路線となっており、今後、協議会の設置の対象となり、廃線などのサービスの後退となれば、地域住民の通勤や通学が困難になることに加えて、地域の過疎化や衰退に</p>	<p>JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけでなく、地方における観光振興、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っていると考えています。</p> <p>このため、令和4年11月と令和7年2月に県・沿線自治体による「JRローカル線維持確保連絡会議」を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性について認識を共有しているところです。JR東日本、国等に対しては、令和4年12月に鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところであり、令和6年6月に行った令和7年度政府予算等に係る提言・要望等においても、先の要望と同様に、国に対し、①国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、③黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しているところです。</p> <p>また、県としては、各路線における利用促進に向けた取組を強化するため、令和5年度に</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		<p>つながると懸念しているところです。 昨年、9月27日には、JR釜石線の路線維持について協議を行う「JR釜石線沿線自治体首長会議」が設立され、JR釜石線維持についての基本的な方向性を確認の上、今後、沿線自治体と県が一体となり利用促進を図りながら、JR東日本に対して協力を働き掛けていくこととしたところではありますが、本市といたしましては、JR釜石線は花巻市と釜石市を結ぶだけではなく、三陸鉄道を通じて沿岸地域を結ぶ重要な路線であり、JR釜石線を存続させることは、沿線自治体のみならず沿岸地域の活性化のためにも必要であると考えているところです。</p> <p>そのため、再構築協議会の設置については、慎重に対応していただくとともに、仮に協議会が設置される場合には、国やJR東日本とのとの間で、「廃線ありき」ではなく、存続を前提とした議論となることについての共通理解が前提となる必要があると考えます。</p> <p>また、JR釜石線の活性化のためには、便数の増加等を含む更なる鉄道の利便性の向上に取り組み、利用者の増加を図ることも必要と考えられるところであり、そのような観点から、国に対しまして、JR釜石線などローカル鉄道の存続を前提とした支援を要請するとともに、県におかれましても、引き続き必要な支援を行うよう併せて要望いたします。</p>	<p>新たに創設した補助制度について、令和6年度には補助上限額を大幅に引き上げ、令和7年度当初予算においても継続しているところです。今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行っていきます。(B)</p>			
7月9日	4 農林業・農村政策の対応について	<p>農業・農村を取り巻く情勢は、急激な円安の進行や世界情勢の変化、農業従事者の高齢化や後継者不足など、厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農業者が生産意欲を低下させるこ</p>	<p>農業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が、農地などの経営資源を生かした効率的で安定的な経営を展開することが重要です。</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

	<p>(1)「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p>	<p>とのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域を維持発展させるため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(1) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p> <p>農地中間管理機構が借り受け、受け手（借受者）が見つからない農地については、契約を解除することとなっておりますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手（借受者）の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。</p>	<p>このため、県では国に対して、地域計画に基づく担い手への更なる農地の集積・集約化を図るため、「農地中間管理事業」の機構集積協力金交付事業について、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。</p> <p>また、地域計画に将来の地域の農業を担う者として位置付けられた経営体の育成を図るため、県独自事業の「いきいき農村基盤整備事業」により、畦畔除去による区画拡大や暗きよ排水など、きめ細かな耕作条件の改善や、「地域農業計画実践支援事業」により、機械・施設の導入や整備等を支援しています。</p> <p>樹園地については、農地中間管理機構や関係機関・団体等で構成する「いわて花巻果樹産地協議会」と連携し、地域計画の策定に向けた地域の話合いへの参加により農地のマッチングを促進するとともに、地域の実情を踏まえながら樹園地の継承の仕組みについて検討することとしており、県としては、引き続き、担い手への農地集積・集約化が加速化するよう関係機関・団体と連携しながら支援していきます。(B)</p>			
7月9日	<p>4 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(2)農業後継者不足</p>	<p>(2) 農業後継者不足の解消に向けた支援について</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保がますます重要になっています。しかし、新たに農業を志す人が農地や住宅を確保することが難しいことや、農業機械等の購入資金の調達が支障となっていることから、就農しやすい施策や</p>	<p>農業・農村の持続的な発展には、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要です。</p> <p>県では、国に対して、次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、必要な予算を十分に措置すること</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>の解消に向けた支援について</p>	<p>就農後も安心して農業経営を続けられる施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、親元就農に対する県独自の支援策の更なる充実を要望いたします。</p>	<p>や、「経営発展支援事業」について、認定新規就農者が経営の発展段階に応じて必要な設備投資を行うことができるよう、全ての認定新規就農者を交付対象とするよう要望しているところです。</p> <p>新規就農者育成総合対策は、令和4年度から経営発展支援事業が拡充され、就農後の経営発展のための機械・施設等導入する場合、親の経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画を立てることで補助対象となるなど、担い手子弟の就農においてもより活用しやすくなりました。</p> <p>また、県独自の取組として今年度から新たに、「いわてで移住・雇用就農促進事業」により、県外からの移住・就農希望者と県内の農業法人とのマッチングを支援するとともに、「いわてで就農応援事業」により、メタバースを活用した就農相談会を開催することとしています。</p> <p>さらに、親元就農者に対しては、市や花巻農業協同組合等の関係機関と連携しながら、円滑な経営継承に向けた計画の作成支援や、規模拡大に伴う機械・施設の導入や整備を支援しているところであり、今後とも、親元就農をはじめより多くの就農者が地域農業を支える担い手として定着するよう積極的に取り組んでいきます。(B)</p>			
--	----------------------	--	--	--	--	--

7月9日	4 農林業・農村政策の対応について (3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて	<p>(3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて 本市では農業団体と連携し農業者に対し、水田機能を有する農地において水田活用の直接支払交付金を活用しながら転作作物の生産を行う場合、交付金の交付要件を満たすことができるよう水稲と小麦や大豆、子実用とうもろこしを組み合わせたブロックローテーションの検討をお願いしております。また、水張りが難しい水田については畑地化し、畑地化促進事業補助金を受け取ることも検討するようお願いしているところであり、本市としても農業者支援の財源を確保しながら、国とともに農業者への支援について努めてまいりたいと考えます。</p> <p>つきましては、県は次の事項について特段の措置を講ずるよう、市町村と一体となり国へ要請していただきますよう要望いたします。①水田活用の直接支払交付金の交付対象要件について、栽培する転作作物の栽培期間により、5年間のうち1か月以上たん水することができない場合があることから、たん水時期について現場の実情に配慮した運用とすること。②畑地化に関する支援は、5年間にとどまらず、畑地化による小麦や大豆の生産を安心して継続できるよう、6年目以降も継続すること。③土地改良区への地区除外決済金等について、畑地化により水田が減少した場合、減少した水田面積に応じた土地改良区への新たな支援を行うこと。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用交付金の交付対象水田に係る5年に一度の水張りについて、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることを要望しているところです。</p> <p>また、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」については、高収益作物の定着に有効であることから、交付単価を維持したうえで、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう、要望しているところです。</p> <p>地区除外決済金等については、地域の話合い等を通じて、畑地化に伴う土地改良区に与える影響を把握しながら必要な対策を検証していきます。</p> <p>今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。(B:3)</p>	県南広域振興局	農政部	B:3
7月9日	4 農林業・農村政策の対応に	<p>(4) 農地法制の見直しについて 「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」</p>	<p>①④ 今般の法改正において、「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき設けられた</p>	県南広域振興局	農政部	B:4

<p>ついて (4) 農地 法制の見 直しにつ いて</p>	<p>る法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)には、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた国の関与が掲げられています。</p> <p>当市における令和3年度から令和5年度に農地転用を目的として行った農用地区域からの除外面積は、農用地区域約14,460ヘクタールのうち集団性を阻害することのない市内中心部周辺以外の農地の辺縁部であり、例えば自宅周辺の駐車場拡張などすでに宅地となっている周辺の約0.94ヘクタールと極めて少ない面積となっています。市内中心部周辺や交通利便性の条件がよいなど企業誘致に適した土地について、農地転用の相談があっても農用地区域からの除外要件を満たさなければ、除外することができず、現在の農地制度でも強力な規制がなされており、当市における農用地は十分に確保されているものと認識しております。</p> <p>また、農地15,367ヘクタールのうち、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす約14,460ヘクタールはすべて農用地区域に指定されております。</p> <p>つきましては、次の事項について要望いたします。</p> <p>① 「確保すべき農用地面積の目標」について、県内の農用地面積は既に目標面積をすでに下回っている、若しくは早晩下回る可能性も高いものと認識している。このことから、改正法の運用に先立って地域の実態に考慮し、目標面積を減少する見直しを</p>	<p>「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場」が、法定化されたところでは、</p> <p>これまでの国と地方の協議の場では、「国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するために」協議するものであったところ、今回の法定化により国では、この協議の場において、基本指針全体について協議を行い、地方の意見を反映させた、より実効性のある基本指針を作成することとしているところでは、</p> <p>今回の法定化に当たっては、令和6年1月22日及び2月1日に全国知事会等において、国は地方の意見を尊重し、協議が調整よう努めることとするなど、協議の実効性を高める措置も併せて法律上明記することの意見を提出しております。</p> <p>今後、国から運用通知やガイドライン等が示されることとなっていることから、動向を注視していきます。</p> <p>② 今般の法改正において、市町村の農業振興地域整備計画の変更協議における都道府県の同意基準として、「集団的農用地等の除外に関し、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」が追加されたところでは、</p> <p>令和6年1月10日に全国知事会において、国による土地利用規制は必要最小限とする</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>行うことを認めることをガイドライン等に明記することを国へ要請していただくとともに、県としても「確保すべき農用地面積の目標」を見直し、各市町村が実施する地域振興に資する開発計画等が改正法により阻害されないように措置すること。</p> <p>②農用区域からの集团的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保することとされた場合、当市のように農業振興地域の整備に関する法律における農用区域の指定基準を満たす農地がすべて農用区域に指定済みの場合や新たに農用区域に指定できる農地が無い市町村については、除外した分の代替農地が実際確保できないこととなる。そのような市町村については、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記することを国へ要請していただくこと。</p> <p>③地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外が進んだ場合、都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定され、結果として未来法に基づく手続きの対象外の市町村において10ヘクタール以上の農振除外ができなくなることも想定される。このことから、未来法に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くことについて国へ要請していただくこと。</p>	<p>ともに、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国に緊急要請を行っており、今後、国から運用通知やガイドライン等が示されることとなっていることから、動向を注視していきます。</p> <p>③ 今回の改正法の趣旨は、国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国民に対する食料の安全供給のため、都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと等を求めるものであり、地域における農用地の実態や地域の状況に応じた個別具体的な土地利用を直ちに制限するものではないと、国から聞いているところです。（B）</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		④「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記することについて国へ要請していただくこと。				
7月9日	4 農林業・農村政策の対応について (5) 森林整備事業への支援について	(5) 森林整備事業への支援について 当市では、森林の適切な管理を図っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。 市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、国の事業を活用し実施しておりますが、近年、特に保育間伐等、育成に関する施業の予算が減額されております。 森林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るためには、適切な施業が必要であることから、保育間伐及び除伐に係る十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。	県では、計画的な森林整備や路網の整備の一層の促進を図るため、令和6年6月、国に対し、森林整備事業の予算を十分に確保するよう要望を行ったところです。 国に対しては引き続き、森林整備事業の予算が十分に確保されるよう働きかけるとともに、適切な森林施業が計画的に実施できるよう関係機関と連携しながら取り組んでいきます。(B)	県南広域振興局	林務部	B:1
7月9日	4 農林業・農村政策の対応について (6) 日本型直接支払制度の	(6) 日本型直接支払制度の予算確保について 農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものであります。 多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動(水路整備等)	「日本型直接支払制度」の国の本県への配分は、多面的機能支払においては、近年、要望額の8割程度となっています。 県では、昨年度に引き続き、令和6年6月及び11月に国に対し、十分な予算措置を強く要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	農政部	B:2

	<p>予算確保について</p>	<p>に対する交付金については、近年満額の約50%弱となっており活動に支障をきたしていることから、日本型直接支払制度に係る十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、資源向上（長寿命化）における工事について1件あたりの上限額が200万円未満と設定され、わずかでも上限を超える工事を実施しようとする場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が新たに必要となり負担が大きいため取り組むことを躊躇する団体が多く活動に支障をきたしていることから一律の上限額設定ではなく、工事内容によっては長寿命化整備計画を不要にすることが可能となるよう事務の簡便化・省力化について、併せて国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>資源向上（長寿命化）における工事については、既存補助事業との役割分担を明確にするため、1件当たり原則200万円未満とされたものを、市町村からの要望を受け、県では、令和2年度から500万円未満まで引き上げたところでは、</p> <p>ただし、200万円を超過する場合は、整備した施設を末永く維持管理していくことはもとより、計画的かつ適切な事業執行を担保するためにも「長寿命化整備計画」の策定は国の要綱等でも定められており、県としても必要と考えているところです。</p> <p>については、「長寿命化整備計画」の策定に当たって、県も支援するので御相談願います。</p> <p>(B)</p>			
7月9日	<p>4 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(7) 農業農村整備事業の推進について</p>	<p>(7) 農業農村整備事業の推進について</p> <p>高齢化や過疎化の進行が深刻化する中、営農を持続していくためには、農地の区画拡大による農作業効率の向上や土壌改良、担い手への更なる農地の集積・集約を進める必要があります。このことから、基盤整備を推進することで課題の解消に向け取り組んでおります。</p> <p>当市における農業農村整備事業の主事業である圃場整備事業の実施地区については、令和6年度に採択となった1地区を含め9地区となっております。また、事業採択に向けた計画調査地区は6地区となっており、新規採択の申請を令和7年度1地区、8年度3地区、9年度1地区行う予定としてお</p>	<p>本県の令和6年度の農業農村整備事業関係予算については、貴市をはじめ地域からのほ場整備等の要望も踏まえ、当初予算で対前年比101%、令和5年度補正予算を加えた令和6年度の実質的な執行予算として103%を措置したところであり、前年度を上回る執行予算を確保しています。</p> <p>なお、補正予算については、次年度当初予算の一部を前倒しで確実に措置できることから、ほ場整備工事の早期発注が可能となり、適期に施工する手段としても有効であると考えており、引き続き、補正予算も活用しながら、必要な予算を確保していきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B:2</p>

		<p>ります。さらに、市内には、事業実施の合意形成を進めている地区が多数あります。</p> <p>圃場整備事業は、営農を持続して行うために必要な事業であることから、計画調査を行っている地区の確実な新規採択及び長期間にわたる工事の計画的な進行のため、農業農村整備事業における十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、農業農村整備事業の予算は、国の当初予算と補正予算（12月補正予算・経済対策）で措置されており、年度当初は当初予算の範囲内で事業実施せざるを得ない状況となっております。このため、当該年度分の工事の進捗の遅れが生じるおそれがあり、これが積み重なることにより、事業完了が遅れる可能性があることから、農業農村整備事業の令和7年度当初予算においては、事業計画に沿った予算額を措置されるよう国へ要請することを要望いたします。</p>	<p>また、令和6年4月19日、令和6年6月7日に、国に対し“農業農村整備事業関係予算の安定的かつ十分な確保”を要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。（B）</p> <p>県では、収益力の高い産地づくりを進めるため、担い手への農地利用集積を一体的に進めるほ場整備を推進しており、新規採択に向けては、各地区が目指す営農ビジョンの実現性や事業計画に対する熟度を勘案しながら、国に対して計画的に事業採択申請しているところです。</p> <p>現在、貴市において計画調査を行っている地区については、事業採択が叶うよう地域における合意形成や営農ビジョンの策定を支援するとともに、地域の実情や整備要望を踏まえた熟度の高い事業計画の策定を進めていきます。（B）</p>			
7月9日	4 農林業・農村政策の対応について (8) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への	<p>(8) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について</p> <p>「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、市町村は防災重点農業用ため池のハザードマップを作成し住民に周知することが求められています。</p> <p>このような中、ため池所有者による届け出制度が始まったことにより、今後において防災重点農業用ため池の登録が増加し、ハザードマップの作成が必</p>	<p>本県では、「防災重点農業用ため池」が決壊した場合に、迅速な避難行動につなげるため、市町村のハザードマップ作成を優先的に進めています。</p> <p>また、令和3年3月に「防災工事等推進計画」を策定し、地震や豪雨による決壊の危険性などの評価を行い、計画的に対策工事を実施していくこととしています。</p> <p>近年、地震や豪雨による災害が激甚・頻発化しており、地域住民の安全・安心の確保に向</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

	支援について	<p>要となります。</p> <p>令和12年度までの特措法期間内は定額補助されることとなっておりますが、特措法期間内に必要なハザードマップ作成ができるように、令和7年度以降についても十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>け、ハード的な対策にソフト対策も含め、前倒しで実施することが重要と認識しています。</p> <p>県では、令和6年4月、6月、7月、9月、11月及び令和7年1月に、国に対し、安定的かつ十分な予算確保を要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に強く働きかけていきます。(B)</p>			
7月9日	<p>4 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(9) 有害鳥獣被害対策について</p>	<p>(9) 有害鳥獣被害対策について</p> <p>鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>特にニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っておりますことから、鳥獣被害防止総合対策の十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引き上げについて国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>あわせて、ツキノワグマの被害防止のため、ツキノワグマの移動経路であると思われる県管理の豊沢川、瀬川、葛丸川の河川敷の草刈りを実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>令和6年6月に、国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、①都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、②「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置することを要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p> <p>県管理河川では、治水上必要な範囲の草刈り及び立木伐採を優先して実施しているほか、河川公園や高水敷など、県民に多く利用されている箇所についても草刈りを行っています。</p> <p>令和5年度は、花巻市街地でのクマ出没事案が多数発生したことから、豊沢川の1箇所</p>	県南広域振興局	農政部 土木部	A:1 B:1

			<p>において、やぶの刈払い及び草刈りを追加で実施したほか、河川区域内へのクマ監視用カメラの設置について、貴市からの許可申請に対し許可を行ったところです。</p> <p>また、令和6年度は、豊沢川、瀬川、葛丸川及び薬師堂川の4河川13箇所において河川区域内のやぶの刈払いを実施したほか、河川区域内へのクマ捕獲用おなの設置を許可するなどの対応を行ったところです。</p> <p>今後のツキノワグマの被害防止のための河川区域内の草刈りについては、地域住民が実施できるよう、貴市が調整を行い、調整が完了した箇所においては、事前にやぶの刈払いを河川管理者が行うなど、貴市と連携して取り組んでいきます。(A)</p>			
7月9日	4 農林業・農村政策の対応について (10) 中山間地域等直接支払交付金の維持について	<p>(10) 中山間地域等直接支払交付金の維持について</p> <p>中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な中山間地などの地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として、平成12年度から実施されており、当市においては、中心市街地を除くほぼ全域が法指定又は知事特認による本交付金の対象地域となっており、令和5年度において111の集落が農用地を維持・管理していくための協定を締結し、参加者数は3,021名となっております。</p> <p>当市における令和5年度分の協定集落への交付額は、交付基準額が総額約5億785万円に対し、実際の交付額は約5億304万円であり、うち国費</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等に係る取組を支援するものであり県土の約8割が中山間地域である本県では、極めて重要な施策であると認識しています。</p> <p>県では、令和6年6月、国に対し、「日本型直接支払制度の十分な予算措置」等を要望してきたところであり、本制度の維持及び予算の確保については、今後も様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B:1

		<p>は、基準額約2億3,578万円に対し、実際の交付額は約2億3,355万円であり、内訳は加算活動分に対する交付金として223万円の不足が生じております。また、交付額の県負担分については、国費負担率を算定の基準としていることから、国費が減額交付された場合は県費も減額交付となります。</p> <p>交付金の対象となる活動は、基本活動の田畑及び農地畦畔の維持管理、農道・水路の維持管理、共同利用農業機械の整備、研修会の開催、景観形成作物の栽培、有害鳥獣対策に加え、現行の第5期対策(令和2年度～6年度)から住民の生活に密着した活動等も交付の対象として追加されたことから、加算の対象となる取組が増加しており、令和6年度以降においても交付額は増加するものと見込んでおります。</p> <p>農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続や農村生活の維持といった本制度の目的を達成するためには、中山間地域での農業生産活動の当事者となる農業者の生活を守ることが重要であります。本交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農や住民共助を可能とする集落機能を維持するための財源として必要不可欠であります。令和5年度交付につきまして、加算活動に対する交付金が満額交付とならなかったことから、今後は加算活動分についても満額交付となるよう十分な予算を確保いただくとともに、同制度を維持いただくよう国へ要請い</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		ただくことを要望いたします。				
7月9日	5 周産期医療の確保について	<p>花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の中において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏に奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって医師の派遣を終了したものの、岩手県及び岩手県医師会のご尽力により、また岩手医科大学のご英断をいただき、令和2年4月から岩手医科大学から医師3名の派遣を受け、令和6年4月1日現在では4名の医師を派遣いただき、切れ目なく産科を維持していただいております。</p> <p>しかしながら、全国的に産科医が不足している中、岩手医科大学の医局でも産科医師は十分ではないと伺っており、令和6年度から医師・医療従事者の働き方改革を促す時間外労働規制が始まり、24時間の対応が必要である周産期医療現場においては、産科医の不足がより顕在化し、お産を扱う医療機関の集約化が進むことが予想されます。</p> <p>このような中において「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の周産期医療を維持・確保していくためには、地域周産期母子医療センターに位置付けられている県立中部病院の産科医師の確保をはじめ、お産における新生児の安全を確保する観点から、県立中部病院には、NICUの設置など、小児医療体制についても拡充し、妊産婦及び新生児に対する十分な医療体制を</p>	<p>県では、「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めているところです。特に、確保が困難な産科及び小児科の医師については、産科等を選択した養成医師の義務履行とキャリア形成の両立を可能とする特例配置を行っているほか、令和5年度からは、産科、小児科、総合診療科について、新たに市町村医師養成事業に7名の地域枠を設置したところであり、引き続き、産科・小児科の即戦力医師の招聘等に取り組んでいるところです。また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付のほか、就職ガイダンスやナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援など取組を強化しており、引き続き、こうした医療従事者確保の取組を通じて、周産期医療体制の充実を図っていきます。</p> <p>さらに、県立中部病院を始め県立病院等に整備したモバイル型妊婦胎児遠隔モニターの活用による周産期救急搬送体制の強化や、市町村と連携して妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業などに取り組んでおり、引き続き地域で安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A : 1 B : 1</p>

		<p>有する地域周産期母子医療センターとしての機能を確保・充実する必要があると考えます。</p> <p>また、周産期医療において欠かすことのできない産科医、小児科医、助産師、看護師は全国的に不足しており、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しておりますことから、本市では、独自の確保対策として、市内の産科医療機関が産科医師や助産師・看護師を確保するための支援を進めておりますが、依然として医師等の絶対数が不足している中においては、確保が難しい状況であります。</p> <p>については、医師・医療スタッフの不足が顕著である「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏を含む県内において、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医、小児科医及び助産師をはじめとする医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただき、岩手県におかれましても、「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏における周産期母子医療センターであり、周産期医療の要である県立中部病院のお産対応の維持・確保に加え、更なる医師の確保やNICUの設置等必要な小児科機能・設備が拡充され、周産期医療体制の充実が確実に進むよう要望いたします。</p>	<p>また、医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消については、医療施設設備整備事業等の拡充、周産期母子医療センターに対する財政支援の更なる拡充や診療報酬の改定など、医師不足の解消につながる施策を充実するよう国に要望しています。(A)</p>			
7月9日	6 産業用地等の整備における農用地区域か	<p>県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでいるほか、物流産業における、令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則付き</p>	<p>北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、物流業においても拠点設置用地の需要が高まっているなど、</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部 農政部</p>	<p>B : 2</p>

<p>らの除外に係る要件緩和について</p>	<p>で適用される、いわゆる「2024年問題」への対応に向けた、倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要の増大による、新たな企業等の市内への誘導が好機を迎えておりますが、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地（以下、「産業用地等」という。）の確保が必要となります。</p> <p>産業用地等の整備の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれる場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除外して、農業振興地域内の農用地区域外（白地）とし、さらに都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を岩手県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要になると認識しております。</p> <p>（1）土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地、優良田園住宅設計計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等であること</p> <p>（2）（1）以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p> <p>イ 農業地区域内における地域計画の達成に支障</p>	<p>産業用地が不足している状況は、県としても認識しているところです。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応し、更なる産業集積を促進するためには、可能な限り条件の良い地域にあらかじめ一定の面積の産業用地を確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画上整った農地についても、新産業用地の候補の一つになり得るものと考えられます。</p> <p>県では国に対して、工業団地等の整備に係る土地利用などに関するガイドラインの実効性のある運用を行うよう要望しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p> <p>（B）</p> <p>集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要と考えています。</p> <p>農用地区域からの除外に当たり、今後、基準の適合や除外要件などの協議があった場合は、関係課と調整の上、適切に対応していきます。（B）</p>			
------------------------	---	--	--	--	--

		<p>を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ウ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>オ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>カ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること</p> <p>これまでは、(1)及び(2)いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の施設規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等が事前に決定している必要があると認識しておりますが、経済産業省は、令和5年7月にガイドラインを改正し、土地利用調整の迅速化に向け、「地域未来投資促進法」を活用する場合、基本計画に定める重点促進区域について、立地企業名や整備内容などの具体的な内容が盛り込まれた地域経済牽引事業計画が確定していない段階にあっても設定が可能であることをガイドラインに明記したところです。</p> <p>つきましては、企業の立地の意思を確認する前に土地の農業上の利用との調整、いわゆる土地利用調整に着手することが可能となり、農地転用の手続きの迅速化、ひいては企業の立地促進につながることを期待されることから、ガイドラインに基づく運用が確実になされることについて、国に要請していただきますとともに、岩手県におかれましても、円滑な</p>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>土地利用調整作業の運用についてご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、「地域未来投資促進法」を活用しない産業用地等の整備において、土地改良事業により用水の取水源である最上流のダムを改修した場合も上記(2)ーカが適用され、その受益範囲の全ての農地が事業完了の翌年度から8年間は農業振興地域内農用地区域から除外できず、産業団地の整備等に多大な影響を及ぼすものであることから、立地企業や具体的な事業計画の見通しがある場合においては、企業の施設を迅速に計画・整備するため、土地改良事業完了の翌年度から8年経過の要件について緩和いただけるよう、引き続き国に要請していただきますようお願いいたします。</p>				
7月9日	7 いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について	<p>2023（令和5）年5月8日の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行を受け、いわて花巻空港では休航していた国際線のうち台北線が、昨年5月10日に運航を再開したものの、上海線については、現在も運休が続いており、コロナ禍で大幅に減少した利用者数は、現在も回復途上にあります。</p> <p>国では、令和5年3月31日に閣議決定した「観光立国推進基本計画」において、訪日外国人観光客数を2025（令和7）年までに2019（令和元）年の水準（3,188万人）超えを目標に掲げておりますが、この達成には、「いわて花巻空港」をはじめとする地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、観光需要の回復・増加に対する取組について、以下のとおり要望いたします。</p>	<p>(1) 運航再開した台北線に続き、上海線についても継続的な運航に向け、中国から日本への団体旅行の再開状況等を注視しながら、航空会社等への働きかけを行っていきます。そのうえで、国際線の更なる運航拡大を図るため、チャーター便の実績がある香港等に対して誘致活動を展開していきます。(B)</p> <p>(2) ゲートウェイ空港への国際便の拡充要望については、花巻空港における国際線の運航状況を踏まえながら検討していきます。</p> <p>ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望して</p>	県南広域振興局	経営企画部	A: 2 B: 3

		<p>(1) 台北及び上海に加え、他のアジア諸国との定期便就航に向けた県の積極的な取組に感謝申し上げます。今後も継続して取り組んでいただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) ゲートウェイ空港となる新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるような国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう、国に要請いただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活に取り組んでいただきますよう要望いたします。</p> <p>(4) 令和5年度下期ダイヤで減便や期間運休となった札幌線、名古屋線、神戸線への早期復便に取り組んでいただきますよう要望いたします。併せて、これらの路線に対し、重点的な利用促進策を展開いただきますよう要望いたします。</p> <p>(5) 「いわて花巻空港」をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便のさらなる誘致促進について、国に働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>おり、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p> <p>(3) 過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の大阪(伊丹)線や名古屋(小牧)線など、既存路線との競合性や観光需要の見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討していきます。(B)</p> <p>(4) 減便や期間運休となった路線については、航空会社へ早期復便を要望するなどの働きかけを行っており、今後も関係機関と連携し、需要の底上げによる早期復便や運航の安定化に取り組んでいきます。(A)</p> <p>(5) 地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでいきます。(A)</p>			
7月9日	8 羽田発着枠政策コンテストの国への継続実施の要望と当該コン	<p>国では、航空会社の自助努力のみでは路線の維持・充実が困難な低需要路線について、地域と航空会社による路線充実に関する共同提案の評価を行い、優れた提案の路線へ羽田空港の国内線発着枠を配分する施策、通称、羽田発着枠政策コンテストを2014(平成26)年夏ダイヤより導入しており、現在は、20</p>	<p>令和6年5月に、本県が会員となっている全国地域航空システム推進協議会から、羽田空港の「地方路線維持のための政策コンテスト枠」を地域航空ネットワークの拡充に資するよう国に対して要望したところです。</p> <p>なお、政策コンテストへの対応については、</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

	<p>テストへの応募について</p>	<p>20（令和2）年に当該コンテストを通じて発着枠が配分された6路線（羽田～鳥取、羽田～石見、羽田～山形、羽田～大館能代、羽田～三沢、羽田～下地島）が運航されております。</p> <p>2023（令和5）年3月24日に開催された、羽田発着枠政策コンテストの評価等に関する懇談会においては、上記6路線のいずれも一定の効果があると認められたことから、2025（令和7）年3月29日まで当該コンテストに基づく発着枠を継続すると伺っておりますが、それ以降の実施については、現時点で国より明確な方針が示されておられません。</p> <p>つきましては、2024（令和6）年度以降の国内線発着枠の配分につきましても当該コンテストを継続して実施いただけるよう、国に要請いただきますよう要望いたします。</p> <p>また、当該コンテストは、羽田への定期航路を有しない「いわて花巻空港」にとりましては、羽田便の就航実現、ひいては首都圏へのアクセスや羽田空港での国内・国際線の乗り継ぎの改善や周辺住民を含めた県民の利便性向上、地域活性化に結び付けることができる又とない機会と考えておりますことから、航空会社と連携の上、当該コンテストに応募いただきますよう併せて要望いたします。</p>	<p>航空会社や関係機関と可能性を検討していきます。（B）</p>			
7月9日	9 ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用について	<p>当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地（7.9ha）につきましては、草刈り等の維持管理に努めていただいておりますが、雑草が繁茂しやすく、火災や病害虫の発生源となることが懸念されているほか、クマやキツネなどの有害鳥獣の出没の増加な</p>	<p>県有未造成地については、引き続き、令和6年度においても、地元住民への草刈の委託を継続実施し、害虫や有害鳥獣の被害を防止し、当該敷地の環境改善を進めています。</p> <p>なお、県による土地の利活用等が難しい状</p>	県南広域振興局	土木部	B：1

		<p>ど、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用の促進を求められているところでもあります。</p> <p>これらのことから、県におかれましては、引き続き当該未造成地の日常管理にご配慮いただきますとともに、積極的な利活用に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>	<p>況から、土地の売却処分に取り組むこととし、売却促進を図るため、令和3年度に、現地に立看板を設置するとともに、県ホームページを活用した情報発信により購入希望の掘起こしを図ったところ、問合せが寄せられたことから、令和4年度は、不動産鑑定評価を行いました。</p> <p>令和5年度においては、測量を実施し、一般競争入札を実施したところですが、売却には至りませんでした。</p> <p>今後も適切な保守管理を行うとともに、当該土地の利活用が図られるよう、引き続き売却に向けた取組を行うこととしています。</p> <p>(B)</p>			
7月9日	10 広域的な公共交通の維持対策について	<p>本市では、令和6年3月に公共交通施策のマスタープランとなる花巻市地域公共交通計画を策定し、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣自治体とを結ぶ幹線バス路線については、市民の日常生活に必要不可欠な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところでもあります。</p> <p>一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、加えて近年の燃料費高騰や運転士不足により運行事業者の経営状況は急激に悪化し、大きな影響を受けております。そのような中、県単補助事業であります「地</p>	<p>① 県では、国、県、市町村及びバス事業者が広域バス路線の課題を共有し、利用促進策や再編の必要性などバス路線の維持に向けた検討を行うため、路線ごとにバス路線活性化検討会を開催しています。</p> <p>令和5年度末には、バス路線活性化検討会における議論も踏まえ、公共交通事業者や市町村等と連携し、岩手県地域公共交通計画を策定したところです。</p> <p>引き続き、関係機関等と連携しながら、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>② 県では、国に対し、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 3 C : 1

	<p>域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外としていただき、加えて、令和5年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいたところであります。</p> <p>国では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正（令和3年4月5日改正）により、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例の期間を「平成32年度までの間」から、「令和7年度までの間」に延長し、継続して被災地への支援を行うこととしたところであります。</p> <p>しかしながら、「地域バス交通等支援事業費補助金」の特例措置（激変緩和措置）による補助要件の緩和は当分の間としており、令和7年度まで継続されるかは、未定とされているところです。</p> <p>当市の補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線は平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からJR東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、成田線は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な路線のため、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。</p> <p>また、昨年4月には、運行事業者では運転士不足が続いていることを理由として石鳥谷線、成田線のほ</p>	<p>持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続を要望したところです。（B）</p> <p>③ 広域生活路線維持事業については、これまで、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ特例措置を実施してきたところであり、バスの令和7事業年度についても、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う平均乗車密度要件の緩和を継続しています。特例措置については、引き続き社会情勢等を踏まえながら検討していきます。（B）</p> <p>④ 県の補助事業は、県民の生活の移動手段を確保することを目的とした事業であり、主要な観光路線を対象とするものではありませんが、一方で、バス路線の維持には観光客等の利用も取り込んでいく必要があるため、路線の利用促進策等について、バス路線活性化検討会において、国、市町村、バス事業者と連携し検討していきます。</p> <p>なお、路線の利用促進については、「地域公共交通活性化推進事業費補助」において、時刻表の作成や電子化などの利用環境の整備等についても支援対象としているところです。</p> <p>今後も市町村や関係機関等と連携しながら、引き続き必要な支援について検討していきます。（C）</p>			
--	--	--	--	--	--

		<p>か、当市の主要観光路線である湯口線、その他支線路線1路線減便、さらには、国県補助対象路線であった土沢線は、令和6年3月31日をもって廃線となっており、今後、バス路線を維持していくためには、県及び関係市町村が運行事業者に対して必要な支援をすることが必要と考えられます。</p> <p>つきましては、地域公共交通の維持・確保は重要でありますことから、県民が必要とするバス路線をどのように維持していくか当市内のバス路線運行事業者であります岩手県交通株式会社及び関係市町村と協力して検討を行い、バス路線維持計画を策定いただくよう要望いたします。</p> <p>また、国に対しましては、日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について要請していただき、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間としてご検討いただくほか、主要な観光路線等を補助対象路線とするなど県独自の新たな財政支援策等につきましても併せてご検討いただくよう要望いたします。</p>				
7月9日	11 予約乗合交通に係る支援について	<p>本市では、支線路線バス等の運行がない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約乗合交通を導入し、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。</p> <p>今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少や運転士不足によるバス路線の縮小や減便が見込まれることから、現在、予約乗合交通を導入していない地域についても、交通空白地域を解消す</p>	<p>県では、岩手県地域公共交通計画に基づき、持続可能な交通体系を構築するため、地域公共交通活性化推進事業費補助や人口減少対策路線確保事業を実施しています。</p> <p>これらの補助事業は、地域の需要等を踏まえた公共交通体系への見直しや、県民の広域移動手段の確保を目的としているところですが、市町村における課題を踏まえながら、必要</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>るため予約乗合交通の導入を行っていくこととしております。</p> <p>県においては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対する支援を実施していただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されているため、既に運行を実施している予約乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。</p> <p>また、地域バス交通等支援事業費補助金において、令和4年度に新設された人口減少対策路線確保事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象であり、支線バス路線の代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。</p> <p>つきましては、予約乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについてご検討いただきますよう要望いたします。</p>	<p>な支援のあり方について引き続き検討していきます。</p> <p>なお、市町村の地域内公共交通の維持・確保については、令和6年6月に実施した「令和7年度政府予算提言・要望」において、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金においては、地域公共交通利便増進実施計画の認定により、新規性要件が適用除外となることから、県では、国に対し、計画策定への支援である、地域公共交通調査等事業の十分な予算措置についても併せて要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援や制度の見直しを行ってまいります。(B)</p>			
7月9日	12 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について	<p>国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの3.1km 区間については、地域の中核医療機関であり、花巻地区からの緊急搬送の約5割を占める岩手県立中部病院へのアクセス道路として重要な「命を守る道路」であります。しかし、当該区間が2車線であるため前後の4車線に対しボ</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、北上花巻道路を含む一般国道4号の整備促進につ</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

		<p>トルネックとなっており、慢性的な渋滞や交通事故も多い状況にあります。</p> <p>また、当市においては、当該区間に近接する花南地区において新たな産業団地の整備を進めており、さらに、隣接する北上市の北上工業団地では半導体製造大手の「キオクシア岩手」が令和元年10月に新工場を完成させ、令和4年4月に着工した2棟目の工場は令和7年中の生産開始が見込まれております。このことにより、今後、関連企業のさらなる進出が見込まれていることから、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にも更に深刻化することが予想されます。</p> <p>こうした中、令和3年12月には「山の神地区交差点改良」が完成し、地域の振興と発展に向けた前進が図られたことは、大変喜ばしく感謝申し上げます。</p> <p>また、令和2年度に新規事業化された「国道4号北上花巻道路」については、令和4年度より飯豊地区の改良工事に着手いただいているところです。</p> <p>つきましては、岩手県立中部病院へのアクセス向上、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与することが期待されますことから、「国道4号北上花巻道路」のより一層の事業推進について国へ要請していただきますよう、強く要望いたします。</p>	<p>いて国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>			
7月9日	13 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規	<p>当市では、県南地域において集積が進む自動車や半導体関連企業のほか、運輸・物流企業等を含めた幅広い企業を市内に呼び込むための施策として、また地域の基幹病院である県立中部病院へのアクセス向上などを視野に入れ、花巻PAスマートインターチェンジの整備と、そのスマートインターチェンジと国道4号</p>	<p>令和6年3月20日に供用開始されている花巻PAスマートインターチェンジの出入口交差点については、交通事故防止対策として一時停止規制を供用開始に合わせて設置しており、交通状況を把握しつつ、交通事故防止対策に取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	A : 1 B : 1 C : 3

	<p>制について</p>	<p>を結ぶ都市計画道路市道山の神諏訪線の整備を進め、令和3年12月24日に国道4号側の1工区(L=860m)、令和4年12月1日にスマートインターチェンジ側の2工区(L=460m)が完成し、令和6年3月20日には、花巻PAスマートインターチェンジが開通し、全線が供用開始されたところです。</p> <p>当該路線の整備にあたりましては、平成29年度より花巻警察署と交差点協議を行ってまいりましたが、国道4号側の1工区の供用開始時点においては、市道材木町山の神線との交差点は一時停止規制のみがなされ、また、市道瀬畑口下根子線との交差点については交通規制がない状態で、供用開始のやむなきに至ったところであります。その後、令和4年11月21日には交差点の南北に一時停止標識、西側に横断歩道の設置がなされ、本年10月5日には市道材木町山の神線との交差点に信号機と横断歩道を設置いただいたところですが、市道瀬畑口下根子線との交差点では、令和6年3月末時点において、市が確認できている範囲だけでも3件の事故が発生しており大変憂慮すべき状況であると認識しております。</p> <p>市といたしましては供用開始当初より交差点に注意看板を設置し注意喚起を行い、令和4年4月以降、交差点の路面には赤の着色塗装に加えて、電光掲示板を設置するなど事故防止の対応を行ってきたところですが、市が道路管理者として行った対策は道路交通法による義務とはならないことから、交差点における事故を防ぐためには、信号機の設置による確実な交通規制が必要と考えているところです。</p> <p>また、都市計画道路山の神諏訪線と県道花巻和賀線</p>	<p>また、市道不動下根子線との交差点については、自動車の交通流量など総合的に検討した結果、令和7年度に信号機等を設置することとしました。(A)</p> <p>その他の交差点への信号機等の設置については、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行っていきます。(C)</p>			
--	--------------	--	---	--	--	--

		<p>との交差点は、令和6年3月20日に花巻PAスマートインターチェンジが開通したことにより、今後ますます交通量が増加し、今以上に交差点における事故、とりわけ人身事故が発生することが心配されるところであります。</p> <p>つきましては、都市計画道路山の神諏訪線の交差点5か所それぞれに信号機と横断歩道の設置について要望いたしますとともに、特に市道瀬畑口下根子線と県道花巻和賀線の交差点2か所においては、早期の設置を強く要望いたします。</p>				
7月9日	<p>14 主要地方道の整備について</p> <p>(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について</p>	<p>本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されているほか、当市と西和賀町を最短距離で結ぶ路線であることから、西和賀町民が、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。</p> <p>しかしながら、本路線は、未だ冬期間において通行止めとなることから、冬期間に両市町を行き来するためには、代替道路として国道107号を通る必要がありますが、その国道107号においては、9年前に大規模な土砂崩落が発生し、約8か月間もの長期に渡って全面通行止めとなった経緯があります。また、令和3年5月西和賀町大石地区において、地震の影響等により山側法面に変状が確認され土砂崩落の恐れが強まった際には通行止めとなり、令和4年11月に仮橋</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km 区間については、令和6年8月4日に残る未供用区間の供用により全線開通となりました。(A)</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p> <p>C : 1</p>

	<p>が設置されたものの片側交互通行により迂回している状態で現在も災害復旧事業が実施されており、令和5年7月からはトンネル掘削工事に着手されていると伺っているところです。</p> <p>本路線においても、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路わきから土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認され、令和元年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断された状態にありました。</p> <p>こうした中、令和元年の岩手県議会9月定例会において、小倉山の2工区4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、令和2年2月定例会において令和4年度までの4ヵ年にわたる工事契約の議決がなされ、令和2年度から本格的に工事着手しているところであり、トンネル掘削工事の開始からわずか1年あまりの期間となる令和3年11月にはトンネルの貫通がなされ、令和4年10月には「川舟トンネル」と名称が決定し、本路線の全線開通に向け大きく前進している状況にあります。今後は、本路線の通年通行に向けた川舟地区及び豊沢地区（豊沢ダム側）における未改良区間についても、早期の事業化が望まれます。</p> <p>つきましては、本路線が、交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能を十分に発揮し、また、国道107号とのダブルネットワークの必要性に鑑み、未改良区間の早期事業着手につきまして特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。</p>				
--	--	--	--	--	--

7月9日	14 主要地方道の整備について (2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について	<p>本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。</p> <p>本路線の沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路としても使われていますが、近年交通量が大幅に増大し、特に大型車両の増加が著しいことから、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、北湯口地区の1,404mの歩道整備の早期完成に向けたより一層の事業推進について要望いたします。</p>	<p>要望の北湯口地区は、令和6年度に工事に着手したところであり、早期完成に向けて整備を推進していきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>
7月9日	14 主要地方道の整備について (3) 主要地方道北上東和線の整備促進について	<p>本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの救急搬送や通院路線となっていることから、安全かつ、移動にかかる時間短縮が求められます。しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在しております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進を要望いたします。</p>	<p>主要地方道北上東和線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>
7月9日	15 一般県道の整備促進について (1) 一般県道花	<p>本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか全国規模のボート大会が開催されるなど、観</p>	<p>一般県道花巻田瀬線谷内峠付近については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

	巻田瀬線の整備促進について	<p>光やレジャーでの通行量が増大しております。</p> <p>しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。</p>				
7月9日	15 一般県道の整備促進について (2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について	<p>本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催され、特に、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。</p> <p>しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道下宮守田瀬線の要望の区間のうち花巻市内の一部区間については令和6年度に「田瀬工区」として事業化し、令和6年度は測量等を進めてきたところです。(A)</p> <p>また、ご要望の区間のうち、遠野市内の一部区間において、令和5年度から、土側溝をコンクリート側溝に更新し路面幅を拡幅する工事を進めてきたところであり、引き続き工事を推進します。</p>	県南広域振興局	土木部	A:1
7月9日	15 一般県道の整備促進について (3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備	<p>本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校があり、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題とな</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C:1

	備促進について	っております。 つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。				
7月9日	15 一般県道の整備促進について (4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について	<p>本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉に至る延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約70,000人にもなるほか、台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無いことから、観光のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。</p> <p>しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあるため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時においては、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。</p> <p>つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>要望の区間は、平成27年度に一般県道花巻停車場線と一般県道花巻温泉郷線の2路線を統合し、一般県道花巻停車場花巻温泉郷線として新規路線認定する際に、道路の現状が無いことから除外した区間であり、周辺地域における大きな環境の変化が見受けられないことや、地形が厳しく、整備には多額の事業費が見込まれることなどから、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>
7月9日	16 自転車道の整備促進について	<p>自転車は、近年、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用した</p>	<p>一般県道遠野東和自転車道線については、平成4年度に事業着手し、延長約30kmのうち、約27kmを平成17年度までに供用しています。</p> <p>要望の区間については、地形が急峻で、事業費が大きいと見込まれ、整備は困難な状況で</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

		<p>まちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところでもあります。</p> <p>一般県道遠野東和自転車道線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を經由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。</p> <p>つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km(遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km)の未整備区間について、更なる自転車活用を図るため早期の整備再開を要望いたします。</p>	<p>すが、整備済み区間の利用者の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に検討していきます。(C)</p>			
7月9日	17 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について (1) 北上川新堀地区の治水対策の早期着手について	<p>平成14年7月に発生した大雨は、市内全域で168戸の床上、床下浸水などの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨においても家屋の床上・床下浸水のほか、農地の冠水など甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流部治水対策事業として、市内の3地区(八幡地区、新堀地区、八重畑地区)が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進していただいております。</p> <p>その後、北上川右岸の石鳥谷地区の堤防や八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、さらには防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木伐採・河道掘削等を実施していただいたほか、令</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「新堀地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、輪中堤整備等による治水対策を検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

	<p>和3年度、南城地区において堤防強化を実施いただくなど、国への要請等にかかる県のご協力に深く感謝いたしております。</p> <p>国が公表する北上川水系洪水浸水想定区域図によると、当市においては、1,000年に一度とされる想定最大規模降雨(L2)による洪水が発生した場合、石鳥谷地域東側の多くの居住地が浸水想定区域となり、新堀地区及び八重畑地区の想定避難者数は1,800人、さらに稗貫川破堤時には、最大で約2,000人に上ると推計されています。また、150年に一度とされる計画規模降雨(L1)による洪水の場合においても、約1,300人の避難者が想定されており、これまでの指定緊急避難場所では収容しきれない状況であることから、市では令和5年4月より、同地区内にある公園、野球場の駐車場、県立高校の農場、民間ゴルフ場の4か所を、指定緊急避難場所として追加しました。</p> <p>また、東和地域内を流れる北上川水系猿ヶ石川において、無堤防区間が多くあり支流中小河川との合流点において水位が上昇し農地等の冠水被害が懸念され、地域住民が大きな不安を抱えております。</p> <p>そのため、北上川水系流域治水プロジェクト(令和3年3月公表、令和4年3月更新)におきましては、当市も流域のあらゆる関係者と一体となり、流出抑制対策や被害軽減対策、治水と環境の両立を図るためグリーンインフラの取り組みを行うとともに、流域治水対策等の支援事業を活用した、指定緊急避難場所へ向かう避難路の整備、追加した指定緊急避難場所の環境整備などを進めているところであります。</p>				
--	--	--	--	--	--

		<p>つきましては、国において、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をより一層推進し、堤防等の基本的な治水対策施設の整備を計画的に実施されますとともに、地方公共団体が実施する流域治水対策につきましては、交付金事業等による新規支援制度や制度拡充などの柔軟な対応を講じることについて国へ要請いただくよう要望いたします。</p> <p>また、令和7年度治水事業費について大幅な増額や所要額を確保し、北上川上流河川改修事業の更なる促進が図られるよう、国へ要請いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1)北上川新堀地区の治水対策の早期着手について 一級河川北上川左岸石鳥谷大橋下流の新堀地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても事業着手を要望いたします。</p>				
7月9日	17 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について (2)北上川八重畑	<p>(2)北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について 一級河川北上川左岸橋下流の八重畑地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八重畑地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

	地区の治水対策の早期着手について		他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、輪中堤整備等による治水対策を検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
7月9日	17 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について (3) 北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について	(3) 北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について 一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸約3.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八幡地区」の上流部においては、平成23年度に家屋浸水被害対策として築堤(輪中堤)の整備が完了しています。「八幡地区」の下流部については、洪水被害の状況、今後の土地利用の状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
7月9日	17 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改	(4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、	県南広域振興局	土木部	B:1

	修について (4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について		家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「宮野目地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
7月9日	17 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について (5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について	(5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について 一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長0.6kmの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「外台地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
7月9日	17 北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について (6) 北上	(6) 北上川水系猿ヶ石川の河川改修について 猿ヶ石川右岸の東和地域安俣地区(矢崎橋付近から上流右岸約1.0km)と同左岸の南成島地区(毘沙門橋付近から上流左岸約0.5km)の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修の早期着手を要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「猿ヶ石川の東和町地	県南広域振興局	土木部	B:1

	川水系猿ヶ石川の河川改修について		内（安俵地区、南成島地区）」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。（B）			
7月9日	18 県管理河川の改修整備促進について （1）滝川の河川改修整備の早期着手について	近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えており、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところであります。突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、当市の河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。 引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。  （1）滝川の河川改修整備の早期着手について 東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災した際には、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況であり、近年の局地	県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。御要望の箇所については、平成29年9月洪水において田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害がなかったことから、周辺の土地利用状況やほ場整備事業の計画内容も踏まえながら、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化について検討していきます。 また、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を実施し、今後とも適切な維持管理に努めていきます。（C）	県南広域振興局	土木部	C：1

		<p>的な豪雨による出水時は河川断面が小さいため、溢水して農地に冠水被害を及ぼすことが想定されていることから河川改修整備が必要であります。</p> <p>つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。</p>				
7月9日	18 県管理河川の改修整備促進について (2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について	<p>(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について</p> <p>県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。</p>	<p>河道掘削及び立ち木伐採については、緊急性や重要性を勘案しながら計画的・継続的に取り組んできたところです。</p> <p>令和元年からは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国費も活用しながら、豊沢川や稗貫川など13河川18箇所で河道掘削及び立ち木伐採を実施してきました。</p> <p>令和5年度は稗貫川、上口川において河道掘削及び立木伐採を実施しており、令和6年度は薬師堂川、後川において河道掘削や立木伐採を実施しているところです。</p> <p>今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A:1
7月9日	19 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業にお	<p>医療的ケアを必要とする在宅の重症児(者)とその家族を支援するため、県においては「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」を平成29年10月1日から実施され、当市においても「花巻市在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業実施</p>	<p>「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」は、超重症児(者)等を対象とした障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬との差が大きいことから、この差に相当する金額を市町村を通じて事業</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	C:1

<p>ける対象者 拡充と受入 体制の充実 について</p>	<p>要綱」を定め、県と同日から支援体制を整備したところ であります。</p> <p>当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における 判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児 (者)、10点以上25点未満の場合を準超重症児 (者)と定義し、短期入所支援に係る事業所への補助 金を県と市町村がそれぞれ1/2を負担するもので すが、判定スコアが10点未満障がい児(者)につい ても経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケア が必要であり、家族の負担感は変わらないにも関わら ず、当該事業の対象者から除外されており支援を受け ることができない状況にあります。さらに、知的障が いと身体障がいを併せもつ「重症心身障がい児」に関 しても、当該事業の対象者から除外されている状況で あります。つきましては、判定スコア10点未満の障 がい児(者)と「重症心身障がい児」を本制度の対象 とされ、介護の負担が大きい在宅重症児(者)等の短 期入所受入体制の充実が図られるよう要望いたしま す。</p>	<p>所に補助することにより、特に濃密な医療的 ケアが必要な超重症児(者)等の在宅でのケア 負担の軽減を図ることを目的に創設した事業 です。</p> <p>一方で、超重症児(者)等の判定スコアに及 ばない医療的ケア児の診療報酬については、 重症児受入体制加算の対象外となり、介護給 付費と比較して差が小さいと考えられるた め、差額相当額の上乗せによる事業所への経 済的なインセンティブを通じた短期入所受入 の促進という制度の主旨から、対象者の拡大 についてはなお慎重な検討が必要であると考 えます。</p> <p>また、重症心身障がい児については、医療的 ケアを要しない場合、介護給付費と診療報酬 との差が生じないため、本事業の趣旨から同 様に対象とすることには、慎重な検討が必要 であると考えます。</p> <p>なお、県では、医療的ケア児の短期入所に対 応できる受入施設を拡大するため、国に対し、 障害福祉サービスの報酬単価を入院時の診療 報酬単価相当額に引き上げるよう、併せて重 症心身障がい児を受け入れる施設に対する報 酬を引き上げるよう要望を行っており、令和 6年度の報酬改定では、入浴支援等、日中のみ の支援ニーズに応えるサービス類型の創設 や、新規の利用者について必要な医療的ケア の手技を自宅で事前に確認した場合に報酬上 評価するなどの措置が講じられているところ</p>			
---	--	---	--	--	--

			<p>です。</p> <p>今後とも、医療的ケア児等の短期入所の受入体制の充実が着実に図られるよう、国に対し、報酬単価の引上げについて要望していきます。</p> <p>また、県では引き続き、医療的ケア児等とその家族や、医療機関、施設・事業所等の実態把握に努め、具体的な支援方策を検討していきます。(C)</p>			
7月9日	20 65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について	<p>改正障害者総合支援法の施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用した者</li> <li>2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用した者</li> <li>3 障がい支援区分2以上であった者</li> <li>4 非課税世帯・生活保護世帯であった者</li> <li>5 65歳前に介護保険サービスを利用していない者</li> </ol> <p>しかし、上記要件を全て満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サー</p>	<p>本制度は、高齢障がい者の障がい福祉サービスから介護サービスへの円滑な移行を目的とするものですが、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意する必要がありますので、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、制度改正も含めて国への働きかけを検討していきたいと考えています。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

		<p>ビスへの円滑な移行が困難となっています。</p> <p>つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月9日	<p>21 地域生活支援拠点等の整備について</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等の整備・運営に係る財政措置について</p>	<p>国では、令和4年12月16日に障害者総合支援法を改正し（令和6年4月1日施行）、障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」の整備を市町村の努力義務とし、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされたところです。</p> <p>しかし、令和5年4月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、全国自治体数1,741市町村に対し、1,117市町村で、整備率は64.2%と低い状況にあります。</p> <p>この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因としてあるものと考えます。</p> <p>当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和4年3月から事業を開始しており令和6年度の地域生活支援拠点に係る予算36,913千円のほとんどが市の一般財源等となっております。</p> <p>整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の</p>	<p>障がいのある方が必要な支援を受けながら安心して暮らすことができる地域をつくるためには、地域生活支援拠点等の整備が重要と考えており、令和6年3月策定の岩手県障がい者プランにおいても、市町村等における地域生活支援拠点等の整備に向けた取組を支援することとしています。</p> <p>緊急時に備えるための相談支援や福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築するための経費については、国の地域生活支援事業である「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の活用が可能とされておりますが、県では、地域生活支援事業について地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、その十分な財政措置について、今年度も継続して厚生労働省に要望を行っており、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:1</p>

	<p>地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能となっておりますが、その対象は緊急時や体験のための居室確保や地域生活移行のためのコーディネーターの配置に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る体制整備のための経費、管理や運営のためのシステム経費等は対象になっておりません。また、補助対象経費の1/2以内の補助となっておりますが、令和4年度は圧縮率55.4%と国の予算内での交付となるため、満額支給されておられません。また、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」について本市においては、基幹相談支援センターを中心として市内8か所の相談支援事業所との連携により支援を実施しておりますが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入している状況であり、国の支援として普通交付税措置がなされているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことが予想されます。</p> <p>つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備について、国が示す指針に基づき整備し、持続的に運営するためには財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給となるよう十分な財</p>				
--	---	--	--	--	--

		政措置を講じることについて国へ要請していただきますよう要望いたします。				
7月9日	21 地域生活支援拠点等の整備について （2）県独自の地域生活支援拠点当の整備・運営に係る財政措置及び他自治体の情報提供や関係機関等の意見交換会の開催について”	（2）岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備及び持続可能な運営を支援する新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催についてご検討いただきますよう要望いたします。	県では、新たに地域生活支援拠点として施設を整備する法人に対し、国庫補助を活用した施設整備費補助を行うこととしていますが、他自治体の先進的な取組等に対する情報提供や、県自立支援協議会等において県の支援のあり方等を検討する等、今後も整備促進に向けた支援に努めていきます。（B）	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1
7月9日	22 国民健康保険に対する財政支援について	市町村の国民健康保険は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入されていないすべての住民を対象とした医療保険であり、わが国の国民皆保険の根幹をなす制度であります。 この市町村の国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多いこと、医療費水準が高いことなど構造的な課題を抱えていることから、持続可能な保険医療	県では、現在の国民健康保険制度については、国保制度特有の構造的な課題の解決に対応したものになっているとは言えないと認識しており、引き続き、県や全国知事会において、国に対し、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置の方策を講じるよう要望していきます。（A）	県南広域振興局	保健福祉環境部	A：1

		<p>制度を構築するため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担う新しい国民健康保険制度が始まっております。</p> <p>この制度改革により、国民健康保険の財政基盤について安定を図るため、国から毎年約3,400億円の財政支援が行われておりますが、制度が抱える構造的な課題や年々増え続ける医療費により、依然として国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に身近な医療保険である国民健康保険を今後も安定して存続させるために、引き続き国による財政支援の継続と更なる拡充について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月9日	23 日本語指導担当教員の配置について	<p>日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適応できない児童生徒への対応が求められております。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。</p> <p>つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制</p>	<p>外国人児童生徒等教育に必要な教員の配置については、加配を必要とする学校等の状況を精査した上で毎年国へ加配を要望し、配置しているところです。</p> <p>平成29年度から義務標準法の一部が改正され、外国人児童生徒等教育については、10年をかけて、日本語指導担当教員が基礎定数化されることとなり、指導が必要な児童生徒18人に対し、担当教員1人が定数措置されることとなりました。また、本県のような散在地域（児童生徒が18人に満たない地域）への対応のための加配が一定数措置されています。</p> <p>この改正を受け、本県におきましては、今年</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		の構築を要望いたします。	度は基礎定数化分2人と加配措置分3人を合わせて5人の教員を県内の小・中学校に配置していますが、外国人児童生徒の在籍等、各市町村の状況を踏まえながら、引き続き加配措置を国に要望していきます。(B)			
7月9日	24 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について	<p>学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(教育課程外)に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。</p> <p>花巻市教育委員会が令和5年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約11パーセントが部活動指導によるものであり、平成30年度以降、概ね減少傾向にあるものの、依然として大きな負担となっていることから、部活動指導員の配置は教員の負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。</p> <p>花巻市においては、国庫補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の報酬、期末手当・勤勉手当及び交通費が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。</p>	<p>県では、部活動指導の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しており、その経費の一部については国からの財政的な支援が図られているところです。</p> <p>教職員の長時間勤務に支えられている現在の部活動の適正化を図るため、今後とも多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進することは重要と考えており、国に対して「部活動指導員」の配置に対する国庫補助について、中学校への配置の拡充及び補助対象経費の拡充並びに高等学校への配置について財政支援を要望したところです。</p> <p>今後も、全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		<p>つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>				
7月9日	25 県立高等学校のあり方について (1) 県立高等学校の再編について	<p>「新たな県立高等学校再編計画（前期計画）」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校につきましては1学級校として存続することをお認めいただき、また、花巻南高等学校、花北青雲高等学校については、学級減等の対象となっておりますが、いずれも実施が見送られたところであり、さらに、令和3年5月24日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画においても当市に設置されている県立高等学校については、いずれも再編の対象とならなかったところであり、県立高等学校の再編に係る県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げます。</p> <p>高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下の内容について、本年度に岩手県教育委員会が策定予定の「県立高等学校教育の在り方」長期ビジョンに明記いただくよう要望いたします。</p> <p>①大迫高等学校につきましては、平成30年度から県</p>	<p>貴市の大迫高校をはじめとした県立高校への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。</p> <p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>同計画においては、1学級校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>県教育委員会では、後期計画の基本的な考え方に基づき、後期計画期間中においては、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持するとともに、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。</p> <p>また、各地域の実情や全県的な学校配置のバランスを重視し、盛岡ブロックにおける大</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:2

	<p>教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受入れを実現し、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導を行ってきたところです。また、「地域みらい留学」事業の活用により、地域の方々や関係団体と連携し県外からの留学生募集に取り組むなど、これまでに大迫高等学校の魅力を情報発信したほか、生徒への支援補助の拡充を図ってきました。しかしながら、入学者27人であった昨年度に比べ、本年度は4人の留学生が入学したものの全体では16人の入学者数に留まったところです。今後も、令和2年度からの県教育委員会の「高校の魅力化促進事業」指定校として、個に応じた学習の充実及び「探究」の推進、ICTの活用、地場産業であるぶどうの栽培・収穫体験、ユネスコ無形文化遺産早池峰神楽の伝承、国際交流活動など学校の主体的な取組を関係団体と連携しながらしっかりサポートして、学校のさらなる魅力化を図り、生徒確保に努めてまいります。</p> <p>一方で、後期計画において、1学年1学級の学校については、入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として、翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うこととされています。また、再編の方向として、1学級校については、できる限り維持しつつ、入学者の状況や地域の実情等を踏まえながら、その在り方を検討するとされております。仮に入学者数が2年連続で20人以下となった場合でも、広い大迫地域で、他地域への通学が困難な生徒がいる状況には変わらないこと、社会的自立を目指し小規模校ならではの特色ある教育活動により魅力化を図る同校への進学を求める市内外の生徒がいることも踏ま</p>	<p>規模校の統合や、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備などを進めており、令和4年度から全県展開している「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」の後継事業となる「いわて高校魅力化推進事業」等の県教育委員会による施策の推進と併せながら、教育環境の充実に取り組んでいきます。(B)</p> <p>現在、県教育委員会では、「新たな県立高等学校再編計画」の終期を見据え、令和5年度から次期高校再編計画の土台となる県立高校教育の在り方の検討に着手しており、令和6年5月に6地区8会場で地区別懇談会を開催し、全日制高校に占める1学年1学級校が大幅に増えている現状等を説明したところであり、貴市からは1学年1学級校の存続など、様々な御意見や御提言をいただいています。</p> <p>令和6年度末の県立高校教育の長期ビジョン策定にあたり、少子化への対応や本県高等学校教育の基本的な考え方など、本県における1学年1学級校などの取り扱いなどについて、有識者や地区別懇談会での御意見も踏まえ、慎重に検討していきます。(B)</p>			
--	---	---	--	--	--

		<p>え、原則にとらわれることなく地域への十分な説明や実情等の意見聴取に努めながら、慎重なご対応とより一層のご指導を賜りますようお願いするとともに、募集停止基準の見直しを行うよう要望いたします。</p> <p>②県立高等学校につきましては、統合や学級減のみを進めるのではなく、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材の確保のため、専門高校における産業教育を一層充実させる必要があると考えております。また、普通高校について、盛岡の高校に他市町村からの生徒が流出していく状況を改善し、それぞれの地域で教育の機会を保障することが必要と考えておりますことから、進路の選択肢の拡大や地域について学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実を要望いたします。</p>				
7月9日	25 県立高等学校のあり方について (2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について	<p>併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、これまでの入学志願倍率は附属中学校、高等学校ともに順調に推移しているものと推察いたします。近年は少子化の影響を受け入学志願倍率が前年度を下回っており、令和6年度は附属中学校が1.47倍、高等学校が0.93倍と以前に比べ低くなっているものの、同校においては、異年齢間の協働を基盤とした中高一貫教育による段階的な探究活動と科学技術人材の育成に力を入れるなど、6年間にわたる一貫した取組により、毎年、難関大学や医学部医学科への進学者を輩出しており、本年度におい</p>	<p>花巻北高等学校においては、将来のリーダーにふさわしい知性、感性、品性の涵養や、生徒の進路実現・自己実現に向けた進路指導の充実等を図るきめ細かな教育活動を行っており、難関大学や医学部等への進学実績も残していると承知しています。</p> <p>県内における併設型中高一貫教育校の設置については、一関第一高校附属中学における様々な教育活動により成果や課題が見えてきているところであり、一関第一高等学校出身者の大学卒業後の進路状況、医学部医学科や難関大学への進学者が内進生(附属中から高等学校へ進学した生徒)の占める割合が多い</p>	県南広域振興局	経営企画部	C:1

	<p>ても難関大学に17人、医学部医学科に3人が合格するなど、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されている状況にあり、進学を目指す次世代の生徒・保護者のため、ぜひとも県内でその成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。</p> <p>花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、令和6年度の市外からの進学者数が69人で、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっており、花巻市の姉妹都市であるアメリカ合衆国ホットスプリング市に立地し、STEAM教育を導入しているASMSA（アーカンソー数理芸術大学校）との交流など、グローバルな視野を持って新しい教育内容にも意欲的に取り組んでおります。一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に12人が入学しており、毎年、成績上位者の市外流出が続いている現状にあります。このことは、県内における偏差値上位校が盛岡市に集中しており、難関大学や医学部医学科進学を希望する生徒にとって盛岡市内の高校への進学が必要だとの認識があることが原因であると考えております。しかし、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、生徒と保護者に大きな負担が生じております。こうした状況を改善し、地元の高校に通いながら難関大学や医学部医学科への進学を実現させる環境をつくるには、すでに一定の成果を挙げている一関第一高等学校と同様の併設型中高一貫校を、交通の要衝である花巻市に設置することが求められ、その対象は中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校とすべきと考えます。</p>	<p>ことの成果等を踏まえ、また、今後の中学校卒業予定者数の推移、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めたうえで、検討する必要があると考えています。</p> <p>県教育委員会では、現在推進している「新たな県立高等学校再編計画」の終期を見据え、令和5年度から次期高校再編計画の土台となる県立高校教育の在り方の検討に着手しており、令和6年5月に6地区8会場で地区別懇談会を開催したところであり、貴市から併設型中高一貫校の設置など、様々な御意見や御提言をいただいております。</p> <p>令和6年度末の県立高校教育の長期ビジョン策定にあたり、少子化への対応や本県高等学校教育の基本的な考え方など、本県における中高一貫教育の在り方も含めた県立高校教育の長期ビジョンについて、有識者や地区別懇談会での御意見も踏まえ、慎重に検討していきます。</p> <p>また、県教育委員会としては、花巻北高等学校の魅力を地域へ発信していくとともに、今後とも、花巻北高等学校の生徒も含め、県立高校の生徒が希望する進路を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。(C)</p>			
--	--	--	--	--	--

	<p>同校は、本年度も東北大学10人、医学部医学科3人などの優れた進学実績があるほか、いわて学びの改革研究事業協力校として個別最適化をキーワードにICTを活用した生徒主体の学びへの転換の取組や、岩手県版SSH探究プログラム重点校として総合的な探究の時間により課題解決力の育成に取り組むなど、先駆的なSTEAM教育を導入し、広い視野と探究心を持った次代を担う人材の育成に力を注いでおります。また同校は、他の県立高に比して、校地が広く教育環境に秀でるほか、隣の北上市中心部を出発とする路線バスが同校まで通っており、通学の利便性が良いことも、同校が大きな支障なく併設型中高一貫校に移行できる要素と考えます。一方、同校においては、本年度も2年連続で入学者数が定員割れしたことから生徒の学力低下が懸念されるところであり、同校の魅力化を図るうえでも、6年間の学校生活の中で、計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができる中高一貫教育校が必要と考えます。</p> <p>県教育委員会におかれましては、昨今、難関大学に加え医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築しているほか、すべての県立高校において、探究プログラムを本格的に実施するなど優秀な人材の育成に積極的に取り組んでいただいておりますが、学力の向上には各校における日々の授業の積み重ねが最も重要であり、カリキュラムの自由度を高め人的交流を図るなど、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えます。</p> <p>併設型中高一貫教育校の新設については、平成30</p>				
--	--	--	--	--	--

	<p>年度に要望を挙げて以降、「一関一高の大学進学実績や大学卒業後の進路状況を検証しながら今後の方向性について検討する」との岩手県の回答でありましたが、昨年度からの「県立高等学校教育の在り方検討会議」において検討されている「県立高等学校教育の在り方」長期ビジョンの中間まとめ（案）において、一関一高の実績が評価され、中高一貫教育の成果が初めて明確に示されたことに感謝申し上げます。</p> <p>花巻北高等学校への新設は、「県立中高一貫校の充実した教育を受けさせたいが、1校のみで遠く通えない。」という保護者の要望に応えるものであり、同時に企業進出の続く中部地域への移住定住者の環境整備には必要であり、地域振興に欠かせない要件でもあります。また、仮に、花巻市に併設型中高一貫教育校が設置され、市内全域の中学校区から一定の割合で一貫校に入学されたとした場合、既存中学校の学級数は変わらない試算となっており、影響はわずかと想定されます。</p> <p>本年3月に開催された「県立高等学校教育の在り方検討会議」に示された中間まとめ（案）において、県内の難関大学への進学者がこの10年で半分近くに減少しており、県教育委員会から特に東北大学の入学者数が首都圏からの流入が多く、新入生の東北出身者が減り続けているというコメントがありました。また昨年の新聞報道には、特に岩手県の減り幅が大きく、難関大学に届く生徒を育てきれていないのが実態であり、盛岡第一高等学校の1強に次ぐ高校がないと厳しいとの記事がありました。全国的に見ても併設型中高一貫教育校の評価が高く増加傾向にあり、また他県</p>				
--	---	--	--	--	--

		<p>においては、県教育委員会が「県立高校改革プラン」に一貫校の拡大方針を盛り込み、県全体で中高一貫校に取り組み人材育成に成果を上げている好事例もあるほか、大学入試においても「探究力入試」を取り入れる大学が増えており、教育の転換期に差し掛かっております。中学生の段階から生まれる都市部との学力差を解消するためにも、今まさに、岩手県としても併設型中高一貫校の拡大に舵をとり、進学実績と新しい教育プログラムを積極的に取り入れている花巻北高等学校を対象校の一つとして取り組むべきと考えます。意欲ある子どもたちに、より良い学習環境を提供するため、花巻北高等学校を併設型中高一貫校とすることは花巻市民も大いに期待しているところであり、実施に当たっては、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、6年間一貫のカリキュラムに従って学習する、いわゆる「別クラス型（中高一貫クラス）」の制度導入についても併せて検討いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>また、新たな併設型中高一貫教育校の設置について、県教育委員会が本年度に策定予定の「県立高等学校教育の在り方」長期ビジョンへ盛り込むよう強く要望いたします。</p>				
7月9日	26 学校給食費の無償化について	<p>子育て世帯の生活における経済的な負担感が、円安等を要因とする物価高騰により、今までになく大きくなっている状況にあります。</p> <p>本市では、これまでも保険料や保育料の減免等によ</p>	<p>給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないよう</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>り、子育て世代の経済的負担の軽減に努めてまいりましたが、令和5年度からは、学校給食における食材料費の高騰が続く中であっても、保護者の学校給食費の負担を増大させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の価格高騰分を市が負担することで、保護者の経済的負担のさらなる軽減に努めております。</p> <p>国（こども家庭庁）が令和5年12月22日に策定した「こども大綱」において、学校給食無償化について課題整理を行うとし、同日に公表された「こども未来戦略」で、学校給食費の無償化の実現に向け、自治体の取組状況などの実態調査を行うとの方針は示されたものの、現時点においても学校給食費の無償化の具体的な実施時期については、何ら示されていない状況にあります。</p> <p>学校給食費の無償化は、現在の保護者の負担軽減のみならず、若い世代が今後安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会を実現していくための大きな布石となるものと考えます。</p> <p>このことから、県におかれましては、国に対し学校給食費の無償化の早期実現について強く要望していただきますとともに、国における学校給食費の無償化が実現するまでの間、学校給食費の無償化に取り組む県内自治体に対し、補助金を交付する等により学校給食費の無償化に向けた取組を支援していただきたく要望いたします。</p>	<p>にすることが必要と考えております。</p> <p>学校給食費の無償化については、国において、こども未来戦略方針に従い、令和5年に学校給食の実態調査を行い、令和6年6月に調査結果、12月に課題の整理が公表されたところであり、今後、具体的方策の検討が進められていくものと承知しているところです。</p> <p>本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き国に対し働きかけていきます。</p>			
7月9日	27 不妊治療の現状及び県内企業	<p>令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用とされ、不妊治療を受けられる方々の経済的な負担が軽減されましたが、本市では保険適用後の自己負担額につ</p>	<p>（1）県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んだことに加え、</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A：1 B：1</p>

<p>等への啓発等に関する施策検討について</p>	<p>いてもさらなる支援が必要と判断し、医療保険適用の有無に関わらず、医師が必要と判断した不妊治療及び検査に対して支援する、市独自の助成制度を令和6年度から開始したところです。</p> <p>このように、不妊治療に対する経済的な支援は拡大されてきておりますが、厚生労働省が令和5年度に行った「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」によると、アンケートに回答があった半数以上の企業が不妊治療を行っている従業員の把握ができていない、また不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度等がある企業は3割未満である結果などから、仕事と不妊治療を両立できる環境と、周囲の理解や支援はまだ十分でないと認識しております。</p> <p>岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度がありますが、不妊治療を受けやすい環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。</p> <p>(1) 不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。</p> <p>(2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、仕事と不妊治療が両立できる新たな施策の検討・構築</p>	<p>これまで、企業に対して、国が作成した「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を、広域振興局が行う企業訪問などの際に配布しているほか、「いわて働き方改革アワード」の審査項目に不妊治療を含む休暇制度の規定の有無を追加するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、特定不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。(A)</p> <p>(2) 企業に対する助成金については、国において、令和3年4月から「両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)」を創設しており、県においても、仕事と不妊治療の両立について、企業向けセミナーや企業訪問等により、当該助成金を周知するなど、企業への理解促進に努めているところです。</p> <p>また、国に対し、仕事と不妊治療の両立に関する社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう、引き続き要望してまいります。(B)</p>			
---------------------------	---	---	--	--	--

		を行うこと。				
7月9日	28 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について	<p>当市では、保護者等が安心して子育てができる環境づくりを推進するため、岩手県が行う医療費助成事業を導入の上、すべての高校生等までの子どもや妊産婦が医療費助成の対象となるよう所得制限を撤廃したほか、就学前児童においては医療費の全額を助成するなど、市独自に子どもや妊産婦に対する医療費助成の拡充に取り組み、子育て世帯の経済的負担軽減に努めているところです。</p> <p>岩手県においては、総合的な子育て支援施策の一環として、平成28年から現物給付の対象を拡大していただき、現在は妊産婦及び高校生等以下の子どもが、県内の医療機関で現物給付を受けることが可能となっております。</p> <p>しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があることから、子どもや妊産婦の医療費助成の仕組みについて要望いたします。</p> <p>(1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。</p> <p>つきましては、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」の創設について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>(1) 本県のみならず、全国的に子育て支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、県及び全国知事会において、全国一律の制度を創設するよう国に対し要望してきたところですが、今後も粘り強く働きかけを行っていきます。(A)</p> <p>全県を対象に妊産婦に対する医療費助成を実施しているのは、本県を含め4県となっておりますが、国に対する全国一律化の要望については、今後、他の都道府県との連携も図りながら様々な機会を捉えて要望していきます。(B)</p> <p>(2) 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1 C : 1

		<p>(2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村では、高校生まで医療費助成の拡充を進めることで、財政負担がさらに大きくなっている状況にあります。</p> <p>つきましては、県内におけるすべての子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組を将来的に継続していくために、高校生まで県単医療費助成事業を拡大していただきますよう要望いたします。</p>				
7月9日	29 保育士の処遇改善について	<p>本市においては、保育所等の待機児童が毎年発生しておりますが、これは保育利用希望者に対する施設の利用定員数は充足しているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。</p> <p>このことから本市では、奨学金返済者への助成や保育士の復職支援、新卒保育士に対する就職支援金貸付、家賃補助など、保育士確保のための事業に継続的に取り組んでおりますが、市内の私立保育施設においては必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。</p> <p>保育士養成機関の関係者からは、給与水準が高く福利厚生も充実している関東方面の保育施設に就職される方も相当数あると伺っており、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依</p>	<p>県では、保育士の技能や経験に応じた保育士等の処遇改善の取組が進められるよう、受講が処遇改善加算Ⅱの加算要件とされる保育士等キャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善の取組を支援しているほか、令和6年度から保育補助者を養成する子育て支援員研修を実施することとしています。</p> <p>また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告に準じて令和5年4月まで遡って公定価格が5.2%引上げが行われ、令和6年度公定価格にも反映されているところで</p> <p>保育士の処遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況であることから、国に対し、十分な財源を確保するとともに、幼児教育・保育の質を向上させる</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

		<p>然厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格の引き上げなど、特に地方の保育士の処遇改善に向けた取組を行っていただくことについて、引き続き国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>ため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善等、保育士確保施策を講じるよう要望していきます。(B)</p>			
7月9日	30 岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について	<p>県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域の住民の「かかりつけ」医療機関として軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間1,600人程度受け入れているなど、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であります。また、県立中央病院附属大迫地域診療センターは、花巻市大迫地域内における唯一の医療機関であり、地域医療を支える必要不可欠な存在であります。</p> <p>令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、県立東和病院は「圏域の地域病院として基幹病院である中部病院と連携しながら地域の入院機能を担う」、「回復期を中心とした病床機能を担う」こととされ、また、大迫地域診療センターは「地域住民の身近にあってどのような相談にも乗るような総合的な医療を担う」とされており、二つの医療機関はいずれも「医療・介護・福祉・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担う」とされています。</p> <p>令和元年9月に厚生労働省が求めた公立病院等の「再編統合」の検証については、令和元年11月28日に花巻市を含む岩手中部構想区域の地域医療構想</p>	<p>岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)において、県立東和病院、大迫地域診療センターをそれぞれ地域密着型の地域病院、地域診療センターとして位置づけました。</p> <p>この方向性のもと、職員の適正配置を行いながら、県立東和病院では、地域包括ケア病床による入院受入など、身近な医療の提供、大迫地域診療センターでは、地域におけるプライマリケア領域の外来医療を提供していきます。</p> <p>(A)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

	<p>調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、平成30年度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされていることから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承され、岩手県では、この検証結果を県の検証結果として、令和2年4月に国へ報告済みと伺っています。</p> <p>国では、持続可能な地域医療提供体制を確保するために公立病院の経営を強化していくことが重要であるとして、令和4年3月29日付けで「公立病院経営強化の推進について（通知）」を发出し、病院事業を設置する地方公共団体は、「公立病院経営プラン」を策定し、病院事業の経営強化に取り組むこととされており、岩手県では、「岩手県保健医療計画（2024～2029）」及び「公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、令和6年度に公立病院の役割分担と連携強化、良質な医療を提供できる環境の整備、医師・看護師等の確保と働き方改革、人材育成及び確保、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、持続可能な経営基盤の確立等の計画として、「次期岩手県立病院等の経営計画（令和7年度～令和12年度）」を策定すると伺っております。</p> <p>県におかれましては、「次期岩手県立病院等の経営計画」の策定にあたっては、県立東和病院及び県立中央病院附属大迫地域診療センターがそれぞれの地域における地域住民のかかりつけ医療機関であるとともに、地域住民にとって欠かすことができない地域包括ケアシステムの一翼を担っている機関であること</p>				
--	--	--	--	--	--

		を重視し、現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますようお願いいたします。				
7月9日	31 県立中部病院への障がい者の歯科治療を行う部署の設置について	<p>本市では、花巻市健康増進計画およびそのアクションプランである健康はなまき21プランに基づき、花巻市歯科医師会のご協力を得ながら市民の口腔保健の推進に取り組んでおります。障がい者の口腔ケアについては、歯科健康診査事業や訪問歯科診療事業などの歯科保健事業を通じて推進しておりますが、障がい者は十分なセルフケアを行うことが難しく、むし歯や歯周病にり患しやすく、また悪化しやすいことから、障がい者の歯科治療の需要は多いと認識しております。</p> <p>障がい者の歯科治療については花巻市歯科医師会会員の医師が個別に対応しておりますが、患者の心理的・身体的な特異性などから、対応が可能な個人歯科医院は少数であり、また、特に治療に際し強い拒絶反応を示す患者に対しては全身麻酔を要する場合がありますが、個人歯科医院ではその体制を整備することは難しく治療が困難です。</p> <p>現在全身麻酔を必要とする障がい者の歯科治療を行える診療科は、岩手医科大学附属病院、県立磐井病院等となっており、障がい者及びご家族にとって、治療を受けるために遠距離の市外の病院へ通うことが時間的にも経済的にも負担となっております。</p> <p>障がいのある患者のご家族からは、より身近なところでの治療を望む声が多く聞かれているところであり、岩手県においては令和6年度に「イー歯トープ8</p>	<p>中部病院はこれまで地域歯科との連携により入院患者の口腔管理を行ってきたところですが、歯科治療については院内で行っておりません。主に全身管理が必要な重度及び中程度の障がい者に対する歯科治療については、専門的診療に対応できる歯科医師のほか、麻酔医や看護師等の配置といった相応の医療従事者の確保、入院の受入体制の整備等の課題があり、対応が難しい状況です。(C)</p> <p>障がい者の歯科治療は、特に治療に際して強い拒絶反応を示す患者に対しては全身管理(麻酔)を要することもあるなど、専門性を有しています。このため、県では岩手医科大学への委託により主に全身麻酔を必要とする障がい者に対する歯科診療事業を実施しています。一方、経済的・時間的理由により岩手医科大学への通院が困難な障がい(児)者も多くいることから、地域における障がい者歯科診療体制の構築が求められているところです。</p> <p>このため県では、関係機関と調整を行い、県立磐井病院で全身麻酔での治療体制を構築し、令和2年度から診療を開始しています。</p> <p>また、令和5年度から岩手県歯科医師会に委託して、歯科医療提供体制構築推進事業を実施し、特に障がい者歯科における臨床研修</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1 C:1

		<p>020プラン」の次期計画を策定され、その中で岩手医科大学との役割分担と連携のもと、民間の歯科診療所を含め県全体として受け入れ態勢の整備に向けて取り組んでいくと伺っております。</p> <p>つきましては、障がい者とそのご家族が歯科治療を安心して受けられるよう、岩手中部保健医療圏における基幹病院である県立中部病院に全身麻酔も可能とする障がい者の歯科治療を行う機能の整備を行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>に重点化した取組を行うこととしており、今後、岩手県歯科医師会等の関係機関との役割分担と連携のもと、障がい（児）者が、身近な地域で適切な歯科治療を受けることができる体制の整備に取り組んでいきます。（B）</p>			
7月9日	32 岩手中部地域情報ネットワーク事業の支援について	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」が重要とされています。</p> <p>岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。</p> <p>岩手県が実施する「いわて医療ネット」が県立病院と岩手医科大学との情報連携及び医療機関の検索機能を有するのに対し、「いわて中部ネット」は、地域内の医療・介護・福祉等の関係機関と地域住民との診療情報の共有を目的とした社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と二次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情</p>	<p>県では医療の高度化及び地域間格差の是正、さらには高度医療機関が有する機能の地域医療機関への波及・普及促進を図るために、岩手医科大学と地域中核病院間とを連携したテレビ会議システムとして、いわて医療情報ネットワークシステム（H14）、小児周産期医療遠隔支援システム（小児：H16、周産期：H27）及び遠隔病理画像診断システム（H25）のほか、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」（H21）を整備し、運用してきたところです。</p> <p>さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

		<p>報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められております。</p> <p>しかしながら参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は恒常的になる可能性があります。</p> <p>つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくよう要望いたします。</p> <p>また、国においては、より質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関、薬局及び介護事業所等において、保健・医療・介護の情報を共有するシステム「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めており、その動向を踏まえつつ、全県的な医療情報連携体制の整備を進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。(B)</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。(B)</p>			
7月9日	33 再生可能エネルギー事業に係る環境影響	平成24年7月に固定価格買取制度(FIT制度)が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進み、特に太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影	環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業を対象としており、国では環境影響評価法の対象事業について、風力・地熱発電等に加え、令	県南広域振興局	保健福祉環境部	C:1

<p>評価の規模要件拡充について</p>	<p>響など様々な問題が全国各地で生じております。</p> <p>本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第3次花巻市環境基本計画」において、再生可能エネルギーへの転換に際しては、豊かで恵まれた自然環境や景観資源等に十分に配慮しながら導入を検討することを明記しているところではありますが、民家や市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣地にメガソーラーが設置されるなど、関係法令に基づいた手続きや事業者から地域住民への説明は行われてはいるものの、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されております。</p> <p>国では地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和4年4月1日付けで制定し、この省令において、国は全国一律の基準として、促進区域から除外すべき区域及び市町村における促進区域設定時に考慮すべき事項を定めております。</p> <p>国が定める除外すべき区域は、国定公園及び国立公園の特別保護地区や国指定鳥獣保護区の特別保護地区など、最小限の区域とされ、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害の発生するおそれがある区域は、市町村における促進地域の設定時に考慮すべき事項にとどまっており、市町村が任意で再生可能エネルギー発電設備の設置に係る促進区域を除外すること難しい状況であると認識しております。</p> <p>国では、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく考えの一方で、災害や環境への影響等の課題が生じていることを踏まえ、地域の信頼を獲得しながら、</p>	<p>和2年4月に太陽光発電事業を新たに盛り込んだところです。</p> <p>これを受け、県においても法の対象とならない小規模な太陽光発電事業のうち一定規模以上のものについて、令和2年4月1日から岩手県環境影響評価条例の対象事業に追加したところであり、規模要件については、他県と比較しても、より小規模なものまで対象としています。</p> <p>また、法や条例に基づく環境影響評価の対象とならない事業については、国のガイドラインを活用し、自主的に環境に配慮した取組を実施するよう指導しているところです。</p> <p>今後においても、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進のため法、条例及び国のガイドライン等の適切な運用に努めるとともに、これらの効果を見つつ、必要に応じて範囲拡大について検討していきます。(C)</p>			
----------------------	---	---	--	--	--

	<p>地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるため、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会を経て、令和4年10月に提言を公表しています。本提言を踏まえ、関係法令の改正により、太陽光発電に関わる林地開発許可の対象基準の引下げが令和5年4月1日に施行され、また、森林法や盛土規制法等の土地開発に係る許認可をFIT申請の要件とするなど認定手続きの厳格化を図ったほか、令和5年6月に公布された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」による再エネ特措法の一部改正においても、地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することなど対策を講じている状況ではありますが、抜本的な課題の解決には至っておりません。</p> <p>当市においても、再生可能エネルギーの利用促進について、その重要性を認識しておりますが、利用促進と同時に市の景観資源、自然環境及び市民の生活環境を守ることも重要であり、環境省令で規定されている国の基準や県が国の基準に基づいて定める都道府県基準に基づき、市民の声を聞いた上で促進区域を設定するだけでは、再生可能エネルギーの利用促進と景観資源や市民の生活環境を守ることの両立が困難となることを懸念しております。</p> <p>また、関係法令の一つである環境影響評価法については、同法施行令の一部改正によりこれまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されました</p>				
--	--	--	--	--	--

		<p>が、その規模要件は第1種事業で出力4万キロワット以上、第2種事業で出力3～4万キロワットと大規模なものとなっており、また、風力発電事業についても第1種事業で出力5万キロワット以上、第2種事業で出力3万7,500～5万キロワット、地熱発電事業についても第1種事業で出力1万キロワット以上、第2種事業で出力7,500～1万キロワットと環境影響評価の対象となるのは大規模なものに限定されております。</p> <p>つきましては、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性がある事業など、地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大を検討するよう国に要請していただきますとともに、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますよう要望いたします。</p>				
7月9日	34 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について	<p>平成27年度には15,767人でありました早池峰山の登山者数は、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落や新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいたものの、令和5年度では744人増の12,626人となり徐々に回復傾向にあります。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している一方で小田越登山口は河原の坊登山口と異なり、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から</p>	<p>(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂） 小田越登山口周辺のトイレについては、河原の坊登山道が崩落して以降、仮設トイレを4基から6基に増設して対応しているほか、ボランティアと連携し携帯トレイの普及等を進めています。現時点では、利用者等からの苦情や新たなトイレの設置を求める意見は把握していませんが、今後、必要に応じ、費用対効果を含めて、貴市と意見交換しながら、検討していきます。(B) 登山道におけるロープなど、経年劣化による</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:3

		<p>登山せざるを得ない状況です。また、登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するために設置されているロープや案内表示等の老朽化が進んでおりますことから登山道の整備について要望いたします。</p> <p>(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂）の整備 小田越登山口周辺には常設のトイレがないことから、自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。また、登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、登山者がコースから外れないように経年劣化したロープの更新などを行うこと。</p> <p>(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）の整備 縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長く、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れているほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、国定公園区域内の登山道について、登山者の安全確保のため経年劣化したロープや案内表示等の更新などを行うこと。</p>	<p>軽微な修繕については、自然保護管理員に資材を提供し、日頃の巡視活動の中で対応しているところです。引き続き、貴市と修繕箇所等の情報を共有するなど連携して対応していきます。（B）</p> <p>(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山） 縦走ルートの管理については、貴市が所管する登山道となっていますので、案内表示等の施設整備を検討される場合は御相談いただきますようお願いいたします。（B）</p>			
7月9日	35 移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化	<p>移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はも</p>	<p>移住支援事業の返還制度について、令和元年7月2日に発出された内閣府事務連絡において「移住支援金交付対象者から市町村が債権を回収できない場合」における返還については、「市町村が、地方自治法に基づき督促などの債権管理を行ったにも関わらず、債権回</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

	について	<p>とより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。</p> <p>岩手県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしていることから、令和2年9月に「移住支援金実施マニュアル」を策定し、一定のルールを示していただきました。</p> <p>しかしながら、依然として返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性があります。さらに、令和5年度には「子育て加算」が増額となったことから、債権回収できない場合の市町村の負担がさらに大きくなり、このような市町村の負担については容易に住民からの理解を得られるものではありません。</p> <p>よって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、岩</p>	<p>収ができない場合においても、国が都道府県に対して交付金の返還を求めるものではない」との方針が示されているところです。</p> <p>そのため、県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしており、「移住支援金実施マニュアル」（令和2年9月策定）により、各市町村に対し、スキームを提示しているところです。（B）</p>			
--	------	--	--	--	--	--

		手県負担分の返還を市町村に求めないよう要望いたします。また居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。				
7月9日	36 過疎対策の積極的な推進について	<p>令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p> <p>(2) 人口減少がさらに進む中において、地域コミュニティの活動推進や市民の日常的な移動及び医療機関への交通手段の確保、高齢者の生活支援や子育て支援、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎対策事業債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること。</p>	<p>県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げを始め、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和7年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の5,900億円が計上されているところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>また、各種支援制度の維持・拡充については、これまで過疎地域持続的発展支援交付金などを活用し支援してきたところですが、今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策が講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:2
7月9日	37 物価高騰対策の充	世界情勢や円安の急速な進行等によるエネルギーや食料品等の価格高騰が続いており、農業者を含む事	県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、原油	県南広域振興局	経営企画部	A:1

	<p>実について</p>	<p>業者はもとより、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。</p> <p>このような状況から、国においては、これまで、補正予算の計上及び予備費の活用により、様々な対策を講じていただいているところです。</p> <p>本市では、物価高騰の影響を受けている市民、事業者に対する支援などに全力で取り組んでおりますが、疲弊した地域経済の回復を図るためには、それぞれの市町村の実情に応じたきめ細かな対策を継続する必要がありますと考えております。</p> <p>よって、市町村が独自に生活者支援及び事業者支援を行えるよう、市町村が必要とする十分な予算を措置するとともに、市町村の実情に応じて柔軟に活用可能な運用を図ることについて国へ要請していただきますよう、要望します。</p>	<p>価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和6年度補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約40億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。（A）</p>			
--	--------------	---	---	--	--	--